

人権が尊重される社会を目指して ～県内で発生した人権侵害～

県では、これまで人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところですが、依然として、社会の様々な場面で、偏見や差別が存在しています。

このリーフレットでは、近年の人権侵害の状況や、本県で発生した人権侵害の実例をご紹介します。

県民の皆さんが人権問題を考える参考にしていただければ幸いです。



令和8年3月

福岡県保健医療介護部 介護保険課

人権侵害の状況

法務省：人権侵犯事件（令和7年）

人権侵害の疑いがあるとして、令和7年に全国の法務局が調査を行った「人権侵犯事件」は約8,207件で、前年に比べ740件（8.2%）減少しています。このうち、インターネットを利用した人権侵犯事件は1,569件で、前年に比べ8%減少しています。また、学校におけるいじめ事案は1,422件（対前年比18.3%増加）で、全事件数の17.3%を占め、依然として高い水準で推移しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
事件総数	9,589	8,581	7,859	8,962	8,947	8,207
（インターネット上の人権侵害情報に関する事件）	(1,693)	(1,306)	(1,087)	(1,063)	(1,707)	(1,569)
（学校におけるいじめ事案）	(1,126)	(1,169)	(1,047)	(1,185)	(1,202)	(1,422)

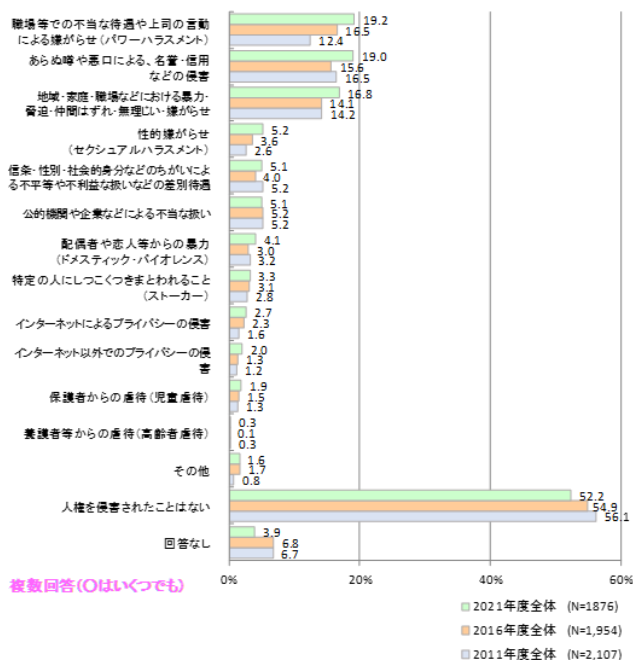
福岡県：人権問題に関する県民意識調査（令和3年度）

～あなたは、これまで人権を侵害されたことがありますか？～

令和3年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、「これまでに受けた人権侵害」として

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ」 19.2%
 - ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」 19.0%
 - ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理強い・嫌がらせ」 16.8%
- がワースト3となっています。

※ 「配偶者や恋人等からの暴力（DV）」（4.1%）など、一見小さい割合のようですが、福岡県の有権者 423 万人を母集団とする調査結果ですから、統計上は県全体で約 17 万人前後がDVの被害を受けたことになります。



事例1：障がいのある人の人権

障がい者就労支援施設における暴行事件

平成25年2月、県内の障がい者施設の男性職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕されました。また、逮捕後、この容疑者は他県の系列施設でも障がいのある人にさまざまな虐待などを行っていたこともわかっています。

障がい者施設は、障がいのある方々が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。そのような施設において、虐待行為が起こることは断じてあってはならないことです。

[新聞見出し(H25.2.10)]

■障がい者虐待事件の概要

発生場所	NPO法人が運営する障がい福祉サービス事業所
加害者	同施設の男性職員
虐待の内容 (逮捕容疑)	・男性利用者の頭の上に的を置き、千枚通しでダーツをした ・エアガンで撃つ 等

福岡元施設次長、虐待容疑
入所者頭上で「ダーツ」

福岡県の取組

県では、毎年、障がい者施設の管理者や従事者に対して、障害者基本法や障害者虐待防止法の周知徹底、障がいのある人の権利擁護などについて、研修を実施するとともに、施設内においても改めて研修の実施を促すなど指導を行ってきたところです。

この事件を踏まえ、障がい者施設の職員に対する虐待の実例を交えた指導の実施、障がい者施設における虐待防止体制の整備の推進など、再発防止のための取組を進めています。

事例2:こどもの人権

母と知人による児童虐待事件

令和3年3月、県内で、自身の子どもの食事を制限して低栄養状態にして死なせたとして、母親とその知人が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されました。

亡くなった子どもは、食事を抜かれるなどの虐待を日常的に受けていたとみられています。

【西日本新聞ニュース】

**5歳餓死、母と知人女を逮捕 食事与えず致死容疑
福岡・篠栗町**

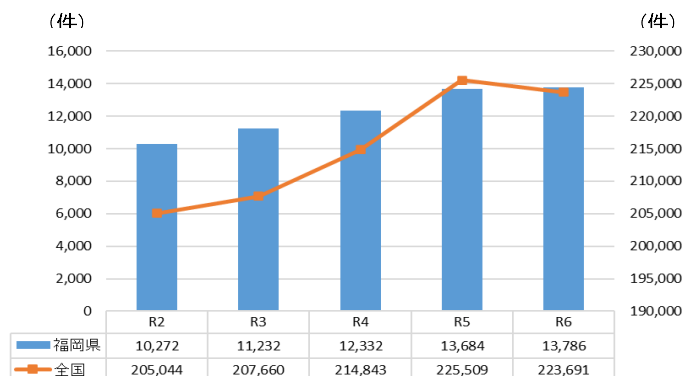
2021/3/3 6:00

福岡県の実践

県では、児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童虐待防止法が改正された平成28年から令和7年度までに、県内6つの児童相談所の児童福祉司を73名から179名と大幅に増員するとともに、保健師、警察官、弁護士を配置するなど、体制強化を図ってきました。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目のない取組を実施します。

児童虐待相談対応件数



事例3: 高齢者の人権

認知症の父親に対する高齢者虐待

[新聞見出し(H22.11.10)]

平成22年11月、県内の男性が同居する76歳の父親に対する暴行と傷害の疑いで逮捕されました。

約3年前から認知症で動作が不自由になった父親に腹を立て、日常的に暴力をふるい、顎の骨を折るなどの重傷を負わせた虐待行為でした。

認知症の父親虐待
傷害容疑などで男逮捕

福岡県の取組

県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにしています。

第10次福岡県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）では、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念としています。

この中で、高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めています。

県内における養介護施設従事者等による虐待

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待件数	20件	27件	27件	30件	52件

事例4：部落差別事案

インターネット上の部落差別書き込み等

誰もが匿名で情報発信者になることができるインターネットの特性を悪用し、同和地区の場所を特定できる情報を発信したり、誰が同和地区の出身者であるかという情報を拡散させた事案が発生しています。

また、自治体が設置した避難所施設内で、特定の住所に対し「〇〇は同和地区だ」との発言があった事案も発生しています。

福岡県の取組

部落差別は、人の心を傷つけるだけでなく、憲法で保障された基本的人権を侵害する行為であり、決して許すことのできないものです。県では、法務局や県内市町村と連携しながら、部落差別のない社会の実現に向け、教育・啓発を進めています。

部落差別を解消するためには、全ての人が人権尊重の意識を持ち、行動や態度、言葉で表していくことが必要です。県や市町村などで開催されている研修会や講演会に積極的に参加いただき、この問題について理解を深めてくださるようお願いします。

国は、平成28年に部落差別解消推進法を施行し、県においても平成31年に部落差別解消推進条例を施行しています。

今後も、条例に基づき、県民一人ひとりが部落差別の解消に関し理解を深めていただけるよう啓発に努め、部落差別のない社会の実現に向け取り組んでいきます。

部落差別（同和問題） —みんなの力で差別をなくそう—

昭和44（1969）年制定の「同和対策事業特別措置法」以降、30有余年にわたり部落差別（同和問題）の解消に向けた取組が進められました。

福岡県においても同和対策事業の実施によって、劣悪であった同和地区の生活環境は大きく改善され、奨学金制度の充実など教育への取り組みによって、「不就学児童・生徒」や「非識字」の問題も解消に向かい、高等学校等への進学率も上昇するなど、同和地区住民の生活実態も大きく変わりました。

しかし、同和地区住民の産業・労働問題については今なお重い課題が残されているほか、福岡県が実施している「県民意識調査」にも一部あらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識、さらにはインターネット上での書き込みなど、さまざまな形で差別事案が後を絶たない厳しい現実があります。

部落差別（同和問題）の解消のためには

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別（同和問題）はなくなりません。

まったくいわれのないこのような差別を解消するためには、まず私たち一人一人がその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめなおすことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものではありません。何気なく発したつもりの言葉であっても、それによってはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が平成28年12月16日から施行されました。

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年福岡県条例第6号）を平成31年3月1日に施行しました。



福岡県福祉こども政策部人権・同和対策局
福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3325

「人権問題に関する県民意識調査」

令和3年8～10月に、福岡県の有権者5,000人を対象に調査を行い、1,876人の方から回答をいただきました。(全34問)

住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか？

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が14.1%で、「どちらかといえば避けると思う」20.3%を合すると34.4%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」29.1%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」28.5%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」21.0%が続いています。

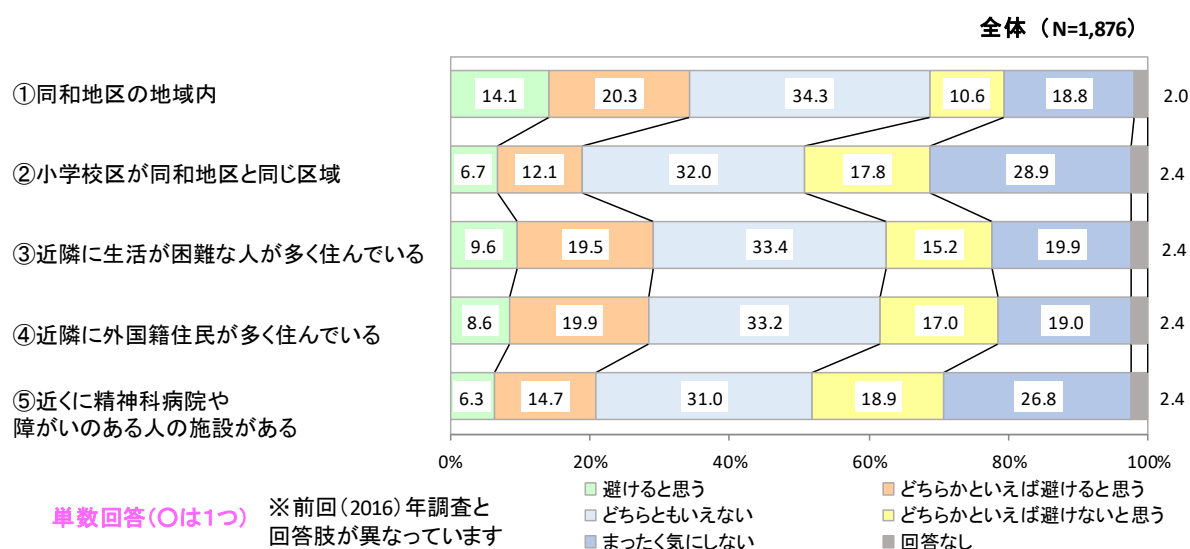
「小学校区が同和地区と同じ区域」は18.8%ですが、それでも2割弱は忌避意識を示しています。

引越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」「その近くに同和地区がありますか。」といった役所等への問い合わせが行われています。

こういった問い合わせの背景には、ある土地（地域）について、「できれば避けたい。」といった意識（忌避意識）が残っているからではないでしょうか。

このように同和地区の有無を問い合わせたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。

どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することに他なりません。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一人ひとりが考える必要があります。



講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題に係る啓発・研修講師団と様々な人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、福岡県が負担します。

なお、依頼者の負担となる場合もありますので、詳しくは県のホームページもしくは問い合わせ先までご連絡ください。

【研修情報誌「すばる」について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した情報誌を作成しています。県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和啓発研修の対象となります。
詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉こども政策部

人権・同和対策局調整課

電話 092-643-3324

ファクシ 092-643-3326

介護現場におけるハラスメント対策

介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることになり、令和3年に一部改定された運営基準（省令）において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントへの対策が明文化されました。事業主が講ずべき措置の内容及び講じることが望ましい取組について、新たに記載がありますので、各介護保険施設、介護サービス事業所におかれましては、遺漏なきようお願いします。

ハラスメント対策を講じるにあたっては、以下の資料及び厚生労働省ホームページ等を参考にしてください。

○「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

（R4. 4. 介護保険最新情報 Vol. 718）介護保険課より情報提供

○ 厚生労働省ホームページ 「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

みんなで目指そう！LGBTQ フレンドリーなまちづくり

福岡県では、LGBTQ をはじめとした性的少数者の方々に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めています。

この取組の一環として、LGBTQ 支援団体と協働で作成した性的少数者の方々への配慮事項をまとめた「RAINBOW ガイドブック」を配布し、県ホームページにも掲載しています。

また、令和4年4月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

○「RAINBOW ガイドブック」

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rainbowguidebook.html>

○「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>



介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内）

平成30年度

処分年月日	平成30年6月1日
処分内容	<u>指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の全部効力の停止（1か月）及び指定第一号訪問事業所の全部効力の停止（1か月）
行政庁	北九州市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護
処分事由	（1）介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反（法第77条第1項第10号及び法第115条の45の9第6号） 北九州市予防給付型訪問サービス事業所と一体的に運営されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」）に基づく指定居宅介護及び重度訪問介護事業所において、支援法第50条第1項第3号から第5号及び第8号に該当する違反行為があったことが、介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反したことに該当するもの。

処分年月日	平成30年8月1日
処分内容	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
処分事由	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> （1）不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） - 新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。 <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防販売</u> （1）不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） - 新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。 （2）不正又は著しく不当な行為（法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号） - 平成29年5月から平成30年2月までの間、特定福祉用具を販売していないにもかかわらず、虚偽の「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払）」を作成し、不正な報酬請求を行ったため。 （3）運営基準違反（法第77条第1項第4号及び法第115条の9第1項第3号） - 平成29年5月から平成29年12月までの間、特定福祉用具を販売した際に、利用者負担の2分の1程度の金額しか支払を受けていないため。

処分年月日	平成30年12月27日
処分内容	<u>1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所介護事業所の指定取消し <u>2 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の全部の効力停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	地域密着型通所介護・第1号通所介護・居宅介護支援
処分事由	<u>1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護事業</u> （1）不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の45の9第1項第2号） ・ 看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算の要件を満たしていないにもかかわらず、加算金を請求、受領したもの。 （2）不正の手段による指定（法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第1項第5号） ・ 事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような書類を提出し、指定を受けたもの。 <u>2 指定居宅介護支援</u> （1）不正請求（法第84条第1項第6号） ・ ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにもかかわらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、受領したもの。

令和元年度

処分年月日	令和2年3月27日
処分内容	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定取消し <u>3 地域密着指定通所介護・指定第一号通所事業</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所訪問事業所の指定取消し <u>4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護・第一号通所介護
処分事由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・ 訪問介護において、サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成して介護給付費を請求、受領し、また提供したサービスの時間を水増しして、介護給付費を請求、受領した。 (2) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護において、上記の介護保険法に違反した。 <u>2 指定居宅介護支援</u> (1) 不正請求（法第84条第1項第6号） ・ ケアマネジメントに必要な記録を作成していない場合、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、また、特定事業所加算を算定することができないが、これらのことを認識していながら、減算を行わず、加算金も算定して請求、受領した。 <u>3 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業</u> (1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号） ・ 事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような虚偽の書類を提出し、指定を受け、運営を行った。 (2) サービス関連不正行為（法第78条の10第1項第14号及び第115条の45の9第1項第7号） ・ 平成28年度に地域密着型サービスへ移行する前の通所介護において、事業者が上記の不正を行った。 <u>4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号及び第115条の45の9第1項第1号） 指定時からサービス提供責任者は常勤しておらず、指定後においても適正に配置されないまま事業運営が行われ、また訪問介護員についても基準で定める員数（常勤換算方法で2.5人以上）を満たしていなかった。 (2) 不正請求（法第77条第1項第6号及び法第115条の45の9第1項第2号） ・ 介護職員処遇改善加算の実績報告に際し、実際の賃金額とは異なる虚偽の内容を記載する等し、請求が正当なものであったかのような報告を行った。

	(3)虚偽の答弁(介護保険法第77条第1項第8号及び法第115条の45の9第1項第4号) ・ 法第76条第1項の規定に基づく質問に対して虚偽の答弁をし、また、同法の規定による検査を求めても従わなかった。
--	--

処分年月日	令和元年10月24日
処分内容	指定訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス 改善命令(人員基準違反、運営基準違反、改善勧告期限までに改善報告がなされなかった)
行政庁	北九州市長
サービスの種別	指定訪問介護・指定第一号訪問介護
処分事由	(1) 人員基準違反(市基準条例第7条及び基準省令第5条第1項、第2項、第4項及び市基準要綱第5条第1項、第2項、第4項) ・ 少なくとも平成30年8月及び同年10月から12月までの間、訪問介護員等の人員配置基準(常勤換算方法で、2.5以上)を満たしていなかったこと。 ・ サービス提供責任者の配置について、少なくとも平成30年5月から現在まで、常勤で勤務できない者を配置するとともに専ら指定訪問介護に従事できない者を配置していたこと。 (2) 運営基準違反(市基準条例第7条、第10条及び基準省令第8条第1項、第19条第2項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第28条第1項、第2項、第3項、第30条第1項、第2項、第39条第1項及び市基準要綱第8条第1項、第19条第2項、第25条第1項、第2項、第3項、第28条第1項、第2項、第39条第1項、第2項、第48条第1項、第2項、第3項) ・ 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ていたことが確認できないこと。 ・ 指定訪問介護を提供した際の具体的なサービスの内容等の記録がないこと。 ・ サービス提供責任者が、利用者にかかる訪問介護計画を作成していないこと、また、利用者に交付していないこと。 ・ 管理者が当該事業所の業務を一元的に管理し、従業者に対して必要な指揮命令を行っていたと認められないこと及びサービス提供責任者として行わなければならない業務を行っていないこと。 ・ 少なくとも平成30年6月から12月までの間、当該事業所の従業者が他の業務に従事しており、訪問介護利用者に適切な訪問介護を提供できる勤務体制を定めていなかったこと。 (3) 改善勧告について(法第76条の2第3項、法第115条の45の8第3項) ・ 改善報告期限までに、改善報告がなされなかったこと。

令和2年度・令和3年度

県内の介護サービス事業所の行政処分の事例なし

令和4年度

処分年月日	令和4年10月6日
処分内容	<u>1 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止（3か月） <u>2 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
処分事由	<u>1 指定居宅介護支援</u> （1）人員基準違反（介護保険法第84条第1項第2号） - 管理者兼主任介護支援専門員が、指定を受けた事業所において常勤専従で勤務すべきところ、同法人本部で法人役員としての業務を日常的に行い、人員基準を満たしていない月があった。 （2）運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号） - 介護支援専門員2名が、指定を受けた事業所において業務を行い、勤務が管理されるべきところ、同法人が運営する別の事業所で居宅介護支援に係る台帳の保管及び業務等を行い、勤務の状況が事業所ごとに一体的に管理されておらず、運営基準を満たしていなかった。 （3）不正請求及び不正又は著しく不当な行為（介護保険法第84条第1項第6及び11号） - 上記（1）及び（2）等の状況から、特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を満たしていない期間があったが、当該加算を請求し、受領した。また、改善したと市へ報告後、令和4年度の当該加算を申請したが、実際は（2）が改善していないことを申請後に把握したにも関わらず、当該申請を取り下げていなかった。 <u>2 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</u> （1）運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号及び同法第115条の9第1項第4号） - ユニット型の短期入所生活介護事業所として指定及び指定の更新を受けている（1・2階フロア各2ユニット）にも関わらず、実際は、同一フロア内の2ユニットの利用者を1か所に集めてサービス提供する等、ユニット型の運営基準等に定めるユニットごとの運営を行っていないかった。 （2）不正の手段による指定更新（介護保険法第77条第1項第9号、同法第70条の2第4項、同法第115条の9第1項第9号及び同法第115条の11） - 定更新申請の際に、ユニット型の運営基準等を満たすように、勤務実態が無い職員を配置した内容等の虚偽の書類を市へ提出し、不正の手段により指定の更新を受けた。

令和5年度

処分年月日	令和5年8月10日
処分内容	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月） <u>3 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止（6か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援
処分事由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号） ・ 令和2年5月から令和4年11月までの間、当該事業所による訪問介護を提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成して、給付費を請求し、受領したもの。虚偽の内容は、同法人運営の住宅型有料老人ホームの一部入居者（計15名）に対し、老人ホーム従業者による訪問介護計画に基づかない簡易な援助が行われたことをもって、当該事業所による訪問介護と装っていたもの。 (2) 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号及び同法115条の45の9第1号） ・ 平成30年6月から令和4年12月のうち計49か月間、当時の管理者が、同法人運営の他事業所において複数の職種を兼務し、常勤の人員基準に違反していた。 (3) 法令違反（介護保険法115条の45の9第6号） ・ 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護において、上記（1）のとおり介護保険法に違反した。 <u>2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 不正の手段による指定（介護保険法第78条の10第11号及び同法第115条の19第10号） ・ 令和4年6月の事業者指定申請において、人員基準を満たすよう偽装するため、介護従業者として当該事業所に勤務予定がなかった計11名の者を配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の手段により令和4年7月1日付けの事業者指定を受けたもの。 なお、指定から約半月後に必要な人員を配置し、基準違反の状態は解消していた。 <u>3 指定居宅介護支援</u> (1) 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号） ・ 居宅介護支援事業者は、利用者に対し少なくとも月に1回モニタリング（居宅サービス計画の実施状況の把握）を実施し、記録するよう運営基準で定めているが、平成30年1月から令和4年4月の間、当時の管理者兼介護支援専門員が、一部利用者に対するモニタリングの実施や実施記録の作成を怠っていたもの。 (2) 不正請求及び虚偽の報告（介護保険法第84条第1項第6号及び第7号） ・ 当時の管理者は、上記運営基準違反が給付費の減算に該当することを認識していながら、減算を行わず給付費を請求し、その他関連する加算についても、算定要件を満たさないことを認識していながら加算を請求し、受領したほか、福岡市の監査において、モニタリング実施に関する虚偽の記録を提出した。

令和6年度

処分年月日	令和6年7月26日
処分内容	<u>1 指定訪問介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し <u>2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護
処分事由	<u>1 指定訪問介護</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号） - 少なくとも令和5年度以降、訪問介護員の人員基準を満たしていなかったこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） - 少なくとも令和4年度以降一部を除きサービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等の記録を行っていないかったこと。 - 少なくとも令和4年度以降一部を除き利用者に対し作成しなければならない訪問介護計画が未作成であったこと。 - 管理者は従業者及び業務の一元的管理を行うことが定められているが、勤務の管理を行っていないかったこと。 - 訪問介護員等の業務の実施状況を把握することをせず、サービス提供責任者の責務を果たしていなかったこと。 - 少なくとも令和5年度以降、毎月作成すべき訪問介護員の勤務表が未作成であったこと。 (3) 不正請求（法第77条第1項第6号） - 少なくとも令和4年度以降、訪問介護計画を作成し、訪問介護計画に位置付けられた内容で介護を行い、請求を行うべきところ、それを行わず不正に請求を行ったこと。 (4) 提出命令違反（法第77条第1項第7号） - 監査時に雇用通知書等の人員基準を満たすことを証明できる資料の提供を求めたがこれに応じず、提出を行わなかったこと。 (5) 検査の拒否・虚偽説明（法第77条第1項第8号） - 法第76条第1項に基づく立ち入りを正当な理由なく拒んだこと。 - 同法人が運営するシェアハウスに勤務している者を訪問介護員と偽り虚偽の説明を行ったこと。 - 訪問介護計画及びサービス提供記録等が電子上に記録があると虚偽の説明を行ったこと。 (6) 法令違反（法第77条第1項第10号） - 事務所の所在地が変更となっているにもかかわらず、介護保険法第75条に基づく変更の届出を怠たり、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。 <u>2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号及び第115条の9第1項第3号） - 少なくとも令和5年度以降、常勤の管理者が配置されていないかったこと。 - 少なくとも令和5年度以降、看護職員の人員基準を満たしていなかったこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号及び第115条の9第1項第4号） - 少なくとも令和4年度以降（予防は請求のあった令和3年12月）、サービス提供

	の記録を作成していなかったこと。 - 少なくとも令和4年5月以降（予防は請求のあった令和3年12月）、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成していなかったこと。 - 少なくとも令和5年度以降、毎月作成すべき訪問看護員の勤務表が未作成であったこと。 (3) 不正請求（法第77条第1項第6号） - 少なくとも令和4年度以降、居宅介護計画の内容に沿って訪問看護計画を作成し、訪問看護計画に位置付けられた内容で看護を行い、請求を行うべきところ、それを行わず不正に請求を行ったこと。 (4) 提出命令違反（法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第7号） - 監査時に雇用通知書等の人員基準を満たすことを証明できる資料の提供を求めたがこれに応じず、提出を行わなかったこと。 (5) 検査の拒否・虚偽説明（法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第8号） - 法第76条第1項及び第115条の7第1項に基づく立ち入りを正当な理由なく拒んだこと。 - 訪問看護計画、訪問看護報告書及びサービス提供記録等が電子上に記録があると虚偽の説明を行ったこと。 (6) 法令違反（法第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第10号） - 事務所の所在地が変更となっているにもかかわらず、法第75条及び第115条の5に基づく変更の届出を怠り、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。 - 令和4年5月末に管理者が退職しているにもかかわらず、法第75条及び第115条の5に基づく変更の届出を怠り、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。
--	--

処分年月日	令和6年8月21日
処分内容	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（6か月）及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（6か月）
行政庁	筑紫野市長
サービスの種別	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
処分事由	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の19第1項第7号） 令和2年3月1日から令和3年12月31日まで、令和5年10月1日から令和5年12月20日までの期間において、計画作成担当者として届け出た者が勤務せず、人員基準を満たしていない状況にもかかわらず、本来であれば減算請求すべきところを減算せずに、また、算定できない加算も算定し、請求及び受領したことが法第78条の10第1項第8号及び法第115条の19第1項第7号に該当する。

処分年月日	令和6年12月25日
処分内容	<u>1 指定訪問介護、第一号訪問事業（介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス）</u> 指定居宅サービス事業所の指定の効力の全部停止（3か月）及び指定第一号訪問事業所の指定の効力の全部停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第6号） ・ 令和5年10月から令和6年7月の間、上記事業所に併設の住宅型有料老人ホームの入居者（3名）に対する訪問介護（夜間早朝における20分未満のサービス）の提供に関して、声掛け程度の実施にもかかわらず、介護サービスを提供したとして、介護給付費を請求し、受領したもの。

処分年月日	令和7年3月7日
処分内容	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	久留米市長
サービスの種別	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
処分事由	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> (1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号、法第115条の9第1項第9号） ・ 中核となる業務を本件事業所において行わず、業務委託契約に基づく外部委託により行っていた。また、令和6年5月の指定更新申請の際に、事業を主に行うのは本件事業者である旨の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定更新を受けた。 (2) 人員基準違反（法第77条第1項第3号、法第115条の9第1項第3号） ・ 本件事業者が届け出た、指定に係るサービスの管理者は、本件事業所には常勤専従していなかったばかりでなく、所定の運営に関する基準に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うなどの管理業務には一切従事していなかった。 (3) 運営基準違反（法第77条第1項第4号、第115条の9第1項第4号） ・ 本件事業者は、令和2年3月1日以降、常態的に、本件事業所において福祉用具の貸与を行うにあたり、その中核となる業務を本件事業所の従業者ににより行わず、そのうち利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明及び福祉用具の使用方法的説明等業務を外部委託により行っていた。 (4) 虚偽報告（法第77条第1項第8号、法第115条の9第1項第8号） ・ 本件事業者は、第1回立入検査の際、法第76条第1項及び第115条の7第1項の規定に基づき福祉用具貸与計画書の提出を求めたところ、第2回立入検査までの間に、実際には計画書を作成していない従業員の氏名が計画作成者欄に追記された虚偽の福祉用具貸与計画書を提出した。 ・ 本件事業者は、第2回立入検査の際、実際には本件事業所で勤務していない従業員

	の氏名を記載した虚偽の勤務形態一覧表を提出した。
	<u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> ・ 福祉用具の販売は福祉用具貸与事業と一体的に運営しており、上記（１）～（３）と同様の事実は、福祉用具販売事業所における事業においても認められた。

令和7年度

処分年月日	令和7年9月5日
処分内容	<u>1 指定通所介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	通所介護
処分事由	<u>1 指定通所介護</u> （１）人員基準違反（法第77条第1項第3号） ・ サービス提供時間に応じた生活相談員が配置されていなかったこと。 （２）運営基準違反（法第77条第1項第4号） ・ 運営規程に基づく営業時間が遵守されていなかったこと。 ・ 厚生労働省令で受講が義務付けられている認知症介護基礎研修の未受講者を介護職員として配置するなど、勤務体制の確保が図られていないこと。 ・ ケアプランに計画されていない日にもかかわらず、法人の都合により、有料老人ホームの入居者全員をデイサービスに連れ出すことが常態化していたこと。 （３）介護報酬の不正請求（法第77条第1項第6号） ・ 少なくとも令和7年2月以降、ケアプランに基づくサービス提供が実施されていない日や、サービス提供時間が著しく短いことがあったにもかかわらず、介護報酬の架空請求や水増し請求を行っていたこと。 （４）虚偽報告（法第77条第1項第7号） ・ 介護報酬の不正請求の事実に対し、ケアプランどおりサービスを実施したとする虚偽の業務日誌を作成し、提出したこと。 （５）虚偽答弁（法第77条第1項第8号） ・ 介護報酬の不正請求の事実に対し、監査時の代表取締役（通所介護管理者兼生活相談員）へのヒアリングにおいて、ケアプラン通りのサービス提供を行っていたと虚偽の答弁を行ったこと。

処分年月日	令和7年11月1日
処分内容	<u>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	久留米市長
サービスの種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
処分事由	<u>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>

	(1) 不正請求（法第78条の10第1項第8号） 令和5年6月から令和7年1月までの間、届出している所在地と異なる住宅型有料老人ホーム内で運営を行い、当該有料老人ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに不正に介護報酬を請求し、受領したこと。
--	---

処分年月日	令和8年12月1日
処分内容	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	筑紫野市長
サービスの種別	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
処分事由	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 人員基準違反（法第78条の10第1項第4号、法第115条の19第1項第4号） - 計画作成担当者として届け出た職員の勤務実態がなかった。 (2) 不正請求（法第78条の10第1項第8号、法第115条の19第1項第7号） - 計画作成担当者の配置が適正に行われていないにもかかわらず、介護報酬の減算を行わずに請求を行った。 (3) 法令違反（法第115条の19第1項第11号） - 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、不正請求が行われた。

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定訪問介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	訪問介護
処分事由	<u>1 指定訪問介護</u> (1) 介護報酬の不正請求（法第77条第1項第6号） - 少なくとも令和5年4月以降、生活保護を受給している利用者に対し、サービス提供を行うことなく、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。その際、利用者に対し口止めを目的とした金銭供与を行っていたと認めたこと。 - 少なくとも令和5年4月以降、訪問介護員が禁止されている同居家族へのサービス提供を行い、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。 - 少なくとも令和6年6月以降、無資格者によるサービス提供を行い、有資格者名義での虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。 - 少なくとも令和5年10月以降、算定要件を満たさない特定事業所加算Ⅱ（10%加算）を不正に請求していたこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） - 管理者は、訪問介護計画に基づく適切な指示を行わないなど、従業員に対する基本的な責務を怠っていたこと。 (3) その他法令違反（法第77条第1項第10号）

	・ 法令上必要な申請を行うことなく、「通院等乗降介助」のサービス提供を行っていたこと。
--	---

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定第一号訪問事業</u> 指定第一号訪問介護事業所の指定取消し
行政庁	飯塚市長
サービスの種別	第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定第一号訪問介護事業</u> (1) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 一体的にサービスを行っている訪問介護事業所において、不正請求の介護保険法違反が認められたこと。 (2) 不正不当（法第115条の45の9第1項第7号） ・ 訪問介護記録に退職した職員の名前を使い虚偽の記録を作成しており、訪問介護の提供に際して著しく不当な行為を行ったこと。

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定第一号訪問事業</u> 指定第一号訪問介護事業所の指定取消し
行政庁	嘉麻市長
サービスの種別	第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定第一号訪問介護事業</u> (1) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 一体的にサービスを行っている訪問介護事業所において、不正請求の介護保険法違反が認められた。

個人情報保護に関する事項

1 個人情報の取扱いについて

利用者の個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得てください。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

また、キーパーソンの個人情報を取り扱う場合についても、キーパーソン本人の同意を得てください。

- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(H29. 4. 14 厚生労働省通知、H29. 5. 30 適用、R8. 4. 1 改正)

(1) 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

介護関係事業者における個人情報の例としては、ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録等がある。

(2) 利用目的の特定

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（利用目的）をできる限り特定しなければならない。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

介護関係事業者が利用者から個人情報を取得する場合、当該情報を利用者に対する介護サービスの提供や介護保険事務等で利用することは、利用目的の範囲内なのは明らかである。

① 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・ 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務等

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
- ・ 介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出等
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

② ①以外の利用目的

〔介護保険事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

(3) 利用目的の通知等

介護関係事業者は、個人情報を取得するに当たっては、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合には、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

利用目的の公表方法としては、事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。

個人情報の保護に関する法律第 21 条において、「利用目的が明らかであると認められる場合」には公表しなくてよいこととなっているが、介護関係事業者には、利用者に利用目的をわかりやすく示す観点から、利用目的を公表することが求められる。

(4) 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督

介護関係事業者は、個人データ（データベース等を構成する個人情報）の安全管理のため、事業者の規模、従業員の様態等を勘案して、次に示すような取組を参考に必要な措置を行うものとする。

- ① 個人情報保護に関する規程の整備、公表
- ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
- ⑤ 従業員に対する教育研修の実施
- ⑥ 物理的安全管理措置（入退室管理の実施、機器・装置等の固定等）
- ⑦ 技術的安全管理措置（個人データに対するアクセス管理 等）
- ⑧ 個人データの保存
- ⑨ 不要となった個人データの廃棄、消去
- ⑩ 委託先の監督（契約において個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込む等）

(5) 個人データの第三者提供

介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下に掲げる場合については本人の同意を得る必要はない。

① 法令に基づく場合

例 ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介

- ・ 居宅介護支援事業者等との連携
- ・ 利用者が不正な行為等によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ・ 利用者の病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等
- ・ 市町村による文書提出等の要求への対応
- ・ 厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ・ 県知事による立入検査等への対応
- ・ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ・ 事故発生時の市町村への連絡

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること

に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ⑤ 学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に損害するおそれがある場合を除く）
- ⑥ 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と協同して学術研究を行う第三者に該当個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- ⑦ 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) その他の事項

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等
- ・ 本人からの求めによる保有個人データの開示、訂正、利用停止等
（保有個人データの開示等の求めについて、利用者等の自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。）
- ・ 苦情の処理

※詳細は、下記のホームページで御確認ください。

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

※ R8.4 一部改正版はこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/content/001470633.pdf>

○マイナンバーに関すること

<https://www.ppc.go.jp/legal/>

「共生型サービス」の概要について

■ 共生型サービスとは？

共生型サービスとは、「介護保険」又は「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の指定も受けやすくすることを目的に創設されたものです。

例えば、介護保険の「訪問介護」の指定を受けている事業所は、障がい福祉サービスの「居宅介護」や「重度訪問介護」の事業所の指定が受けやすくなります。

■ 共生型サービスの対象となるのは？

共生型サービスの対象となるのは、次表のとおりです。

種類	介護保険サービス		障がい福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護（注1） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（注2） 放課後等デイサービス（注2）
	療養通所介護	⇔	生活介護（注3） 児童発達支援（注4） 放課後等デイサービス（注4）
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	⇔	自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	短期入所生活介護 (介護予防を含む)	⇔	短期入所
「通所・訪問・宿泊」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)	⇒	生活介護（注1） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（注2） 放課後等デイサービス（注2）
	・通所	⇒	短期入所
	・宿泊	⇒	居宅介護 重度訪問介護

（注1）主に重症心身障害者を通わせる事業所を除く。（注2）主に重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

（注3）主に重症心身障害者を通わせる事業所に限る。（注4）主に重症心身障害児を通わせる事業所に限る。

共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン（改訂版）

※ 本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、現行制度の
規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理したもの。

令和４年６月

厚生労働省

目次

I. はじめに.....	- 1 -
II. 総合的な福祉サービスの提供に係るこれまでの取組.....	- 1 -
1. 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の提示	- 1 -
2. 「ニッポン一億総活躍プラン」での言及.....	- 2 -
3. 「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」の提示等.....	- 3 -
III. 総合的な福祉サービスの提供に資する施策.....	- 4 -
1. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項	- 4 -
(1) 概説.....	- 4 -
(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備に係る基準.....	- 5 -
(3) 人員の兼務が可能な事項.....	- 17 -
(4) 設備の共用が可能な事項.....	- 18 -
2. 基準該当障害福祉サービス.....	- 22 -
3. 共生型サービス	- 23 -
4. 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例	- 26 -
5. 本来の事業実施に支障が生じない範囲における一時的な利用.....	- 26 -

I. はじめに

我が国においては、世界に類のないスピードで少子高齢化が進んでおり、それに伴って福祉ニーズも多様化・複雑化している。加えて人口減少による福祉サービスの担い手不足や、これまで日々の生活に困難を抱える人を支えてきた血縁、地縁、社縁といったつながりの弱体化も起きている。このため、「福祉サービスは高齢者、障害者、児童といった対象ごとに特化して提供されるものである」「サービス提供の担い手の確保には支障が生じない」「公的サービスによらずとも、生活課題は一定程度地域の力により解決することができる」といったこれまでのサービス提供の前提を覆す、総合的な福祉サービスの提供体制の構築が求められている。しかしその一方で、総合的な福祉サービス提供体制の必要性が感じられない、体制構築にあたっての方法が分からない等の理由から、多くの自治体・事業所ではこれに向けての検討や実施があまり進んでいないという現状もある。

そこで今般、総合的な福祉サービス提供体制の構築に向けたこれまでの取組を整理し、改めて体制構築の意義を提示するとともに、これに資する施策等を周知するため、これまでその機能を担ってきた「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（平成 28 年 3 月）（以下、「ガイドライン」という。）の改訂を行うこととした。各自治体・事業所におかれては、本ガイドラインの趣旨を理解し、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、地域の実情に応じた総合的な福祉サービスの提供体制の検討・実施をお願いしたい。

II. 総合的な福祉サービスの提供に係るこれまでの取組

1. 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の提示

高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示すべく、平成 27 年 9 月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」（平成 27 年 9 月 17 日厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム）（以下、「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンでは、従来までとは異なり支援ニーズが複雑化していることや、人口減少社会にあってもサービス提供人材の確保・質の高いサービスを効率的に提供する必要があることを課題としてあげており、その解決策として、高齢者、障害者、児童など分け隔てなく福祉サービスを総合的に提供する仕組みづくりや、サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保等を行うことを提示している。

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>

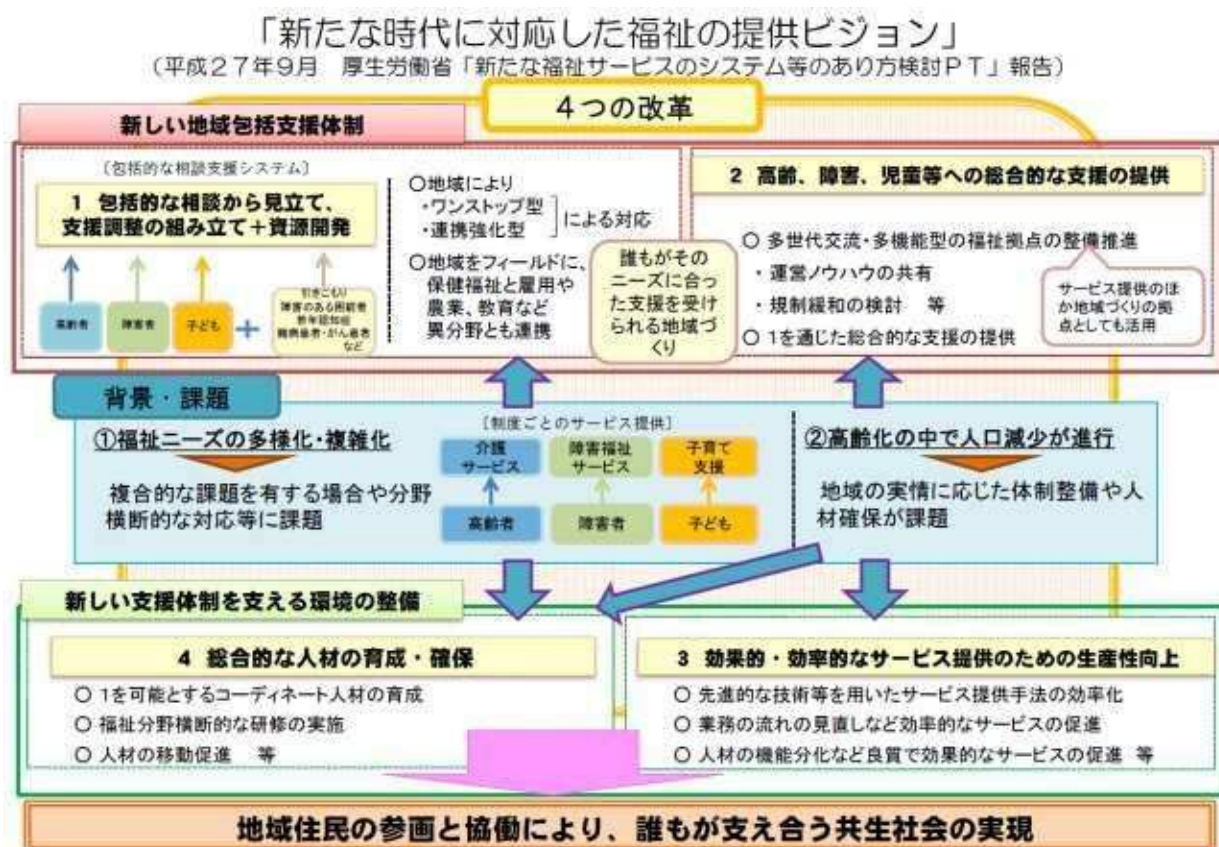
* 「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」の策定

新たな福祉ビジョンを受け、総合的な福祉サービスの推進を図る観点から、平成 28 年 3 月にガイドラインを策定した。

ガイドラインでは、総合的な福祉サービスの提供の阻害要因の一つとして、自治体の

運用において設けられている高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の各福祉制度の基準があげられたことから、複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理した。

なお、現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、これまで各地域において実施されてきた総合的な福祉サービスの提供の取組が、通いや居場所の提供を中心に泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスを対象とすることとしている。

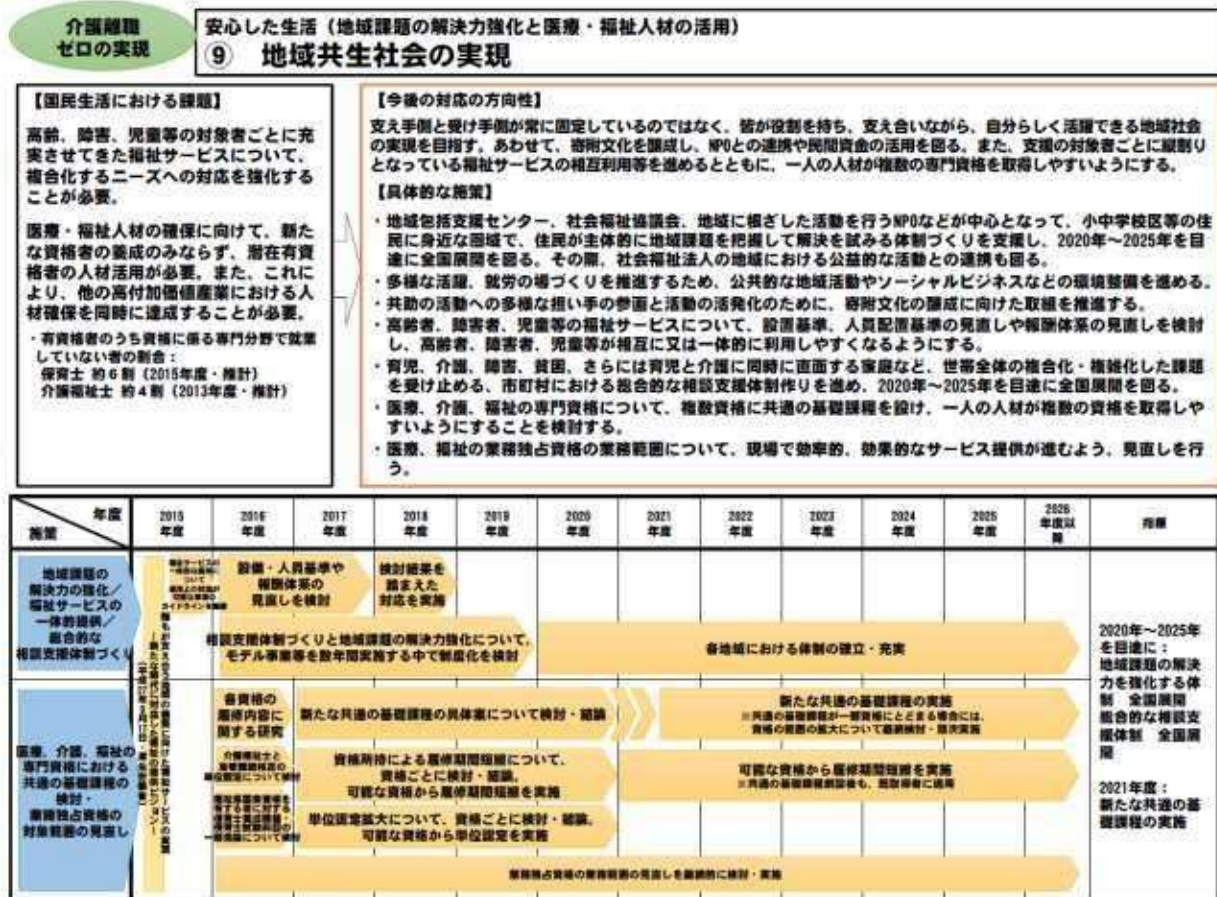


2. 「ニッポン一億総活躍プラン」での言及

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められており、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が提言されている。

また、これを達成するためのロードマップも提示されており、具体的な施策として「高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設備基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする」ことが掲げられた。

～ニッポン一億総活躍プラン～（首相官邸HP）



3. 「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」の提示等

前述の「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、平成29年2月には「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）（以下、「当面の改革工程」という。）を取りまとめた。

当面の改革工程では、地域共生社会を「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」と定義し、これを実現するための改革の骨格として、以下の4つの柱を提示した。

- ① 地域課題の解決力の強化
- ② 地域丸ごとのつながりの強化
- ③ 地域を基盤とする包括的支援の強化
- ④ 専門人材の機能強化・最大活用

このうち、③地域を基盤とする包括的支援の強化においては、生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育等にまたがり、また地域住民による支え合いと連動した、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進するため、前述のガイドラインの周知や、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするための指定特例（共生型サービス）の創設を掲げている。

～「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）～（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf

なお、こうした共生型サービスの創設に向けた動向とあわせて、平成 29 年の社会福祉法改正では、市町村は包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、さらに、令和 2 年の社会福祉法改正においては、介護・障害・子ども・生活困窮の各分野を超えて市町村全体で包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されている。

Ⅲ. 総合的な福祉サービスの提供に資する施策

1. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項

（１）概説

① 総合的な提供が想定される福祉サービス

本節では、これまで各地域において実施されてきた総合的な福祉サービスの提供の取組が、通いや居場所の提供を中心に泊まりなども含めた形態で行われていることから、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする以下の福祉サービスを対象に、人員・設備の兼務・共用等に係る整理を行う。

＜総合的な提供が想定される福祉サービス＞

対象者	福祉サービス
高齢者等	・通所介護（デイサービス） ・地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス） ・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）
障害者 障害児	・生活介護（デイサービス） ・短期入所（ショートステイ） ・機能訓練 ・生活訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援Ａ型 ・就労継続支援Ｂ型 ・就労定着支援 ・共同生活援助（障害者グループホーム） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・地域活動支援センター ・日中一時支援
児童	・保育所 ・小規模保育事業

	・家庭的保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業(一般型) ・放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
生活困窮者	・就労訓練事業

② 人員の兼務、設備の共用の基本的な考え方

高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する場合等における、人員の兼務、設備の共用については、現在でも利用者の処遇上問題がない範囲で、一定程度許容されている。

人員の兼務の例（生活介護）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)

第 78 条

1～4（略）

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

6・7（略）

設備の共用の例（通所介護）

◎指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)

第 95 条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2（略）

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4・5（略）

しかしながら、兼務や共用の取扱いが明確になっていない人員・設備に係る基準もあり、その可否は自治体の運用に委ねられていることもある。このため、以下の（２）～（４）では兼務や共用の取扱いが明確になっていない人員・設備に係る基準について整理・明確化を、２・３では総合的な提供において基準該当障害福祉サービスや共生型サービスの活用が可能であることの明確化を、４では総合的な提供の例の提示を、５では本来の事業実施に支障が生じない範囲における一時的な利用の例の提示を行うこととする。

（２）高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備に係る基準

（１）①で掲げた総合的な提供が想定される福祉サービスにおける人員配置基準・設備基準は、以下の表のとおりである。このうち総合的な提供にあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務・共用が可能な人員・設備については「兼務可」「共用可」欄に、兼務・共用が認められない人員・設備のほか、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとの福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員・設備は「兼務不可」「共用不可」欄に記載している。（例：生活介護における生活支援員は、生活介護における管理者とは兼務が可能であるが、他のサービスとの兼務は不

可。)

＜人員配置基準＞

対象者	福祉サービス	人員配置基準	
		兼務可	兼務不可
高齢者等	通所介護	・管理者	・生活相談員：1以上 ・看護職員：1以上 ・介護職員：利用者 15 人までは1以上 以降1人増すごとに 0.2 以上 ・機能訓練指導員：1以上
	地域密着型 通所介護	・管理者	・生活相談員：1以上 ・看護職員：1以上 ・介護職員：利用者 15 人までは1以上 以降1人増すごとに 0.2 以上 ・機能訓練指導員：1以上 ※定員 10 名以下の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可。
	認知症対応型 通所介護	・管理者	【単独型・併設型】 ・生活相談員：1以上 ・看護職員又は介護職員：1以上＋単位のサービス 提供時間に応じて1以上 ・機能訓練指導員：1以上 【共用型】 ・従業者：本体事業所の人員配置基準を満たすために必要な数以上
	小規模多機能型 居宅介護	・管理者 ・代表者 ・介護支援 専門員等	・小規模多機能型居宅介護従業者 ＜日中＞ ① 通いサービスの提供にあたるもの 3：1 ② 訪問サービスの提供にあたるもの 1以上 ＜夜間＞ ① 夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1以上 ② 宿直勤務にあたるもの 1以上 ※小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は看護師又は准看護師 ※夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる。

	看護小規模多機能型居宅介護	・管理者 ・代表者 ・介護支援専門員等	・看護小規模多機能型居宅介護従業者 <日中> ① 通いサービスの提供にあたるもの 3:1 ② 訪問サービスの提供にあたるもの 2以上 ③ 通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1以上は保健師、看護師又は准看護師 <夜間> ① 夜間及び深夜の勤務にあたるもの 1以上 ② 宿直勤務にあたるもの 1以上 ※看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち1以上の者は常勤の看護師又は保健師 ※看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち保健師、看護師又は准看護師で2.5以上（常勤換算） ※夜勤職員は、宿泊サービスの利用者がいない場合は置かないことができる。
	短期入所生活介護	・管理者 ・医師 ・栄養士 ・調理員 - その他の従業者（※）	・生活相談員:100:1以上 ・看護職員又は介護職員:3:1 ・機能訓練指導員:1以上 【ユニット型】 ※上記に加えて、以下の配置が必要 ・ユニットリーダー:ユニットごとに配置 ・介護職員又は看護職員 （昼間） 1ユニットごとに常時1以上 （夜間） 2ユニットごとに1以上 （※）医師:1以上（嘱託可） 栄養士:1以上 調理員その他の従業者:実情に応じた適当数
	認知症対応型共同生活介護	・管理者 ・代表者（※）	・介護従業者:3:1 （共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者1以上） ・計画作成担当者:1以上 ※計画作成担当者のうち1以上は介護支援専門員 （※）管理者:共同生活住居ごとに1
障害者 障害児	生活介護	・管理者 ・医師 ・従業者（※）	・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降40 人増すごとに1 ・生活支援員:1以上 ・看護職員:1以上 ・理学療法士又は作業療法士:必要な数 ※ 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員数は、利用者数に応じ6:1～3:1 ※ 最低定員 20 人

			(※)医師:必要数 従業者:基準該当サービスのみ 障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 (指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能)
短期入所	・管理者 ・従業者 (※)	【単独型】 ・生活支援員:利用者6人以下の場合1、以降6人増すごとに1 【空床利用型】 ・従業者:短期入所(障害者)の利用者と空床を利用する施設の利用者の合計数を当該施設の利用者と見なした場合に、当該施設として必要とされる数以上	(※)管理者:単独型のみ 従業者:基準該当サービスのみ 障害者数を含めて指定小規模多機能型居宅介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 (指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能)
機能訓練	・管理者 ・従業者 (※)	・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(総数):6:1 ※看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員は、それぞれ事業所ごとに、1以上 ・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ・生活支援員:1以上 ※訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、さらに加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1以上 ※理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 ※看護職員、生活支援員、サービス管理責任者は、それぞれ1以上は常勤 ※最低定員 20 人	

			(※)従業者:基準該当サービスのみのみ 障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 (指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能)
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	・管理者 ・従業者(※)	・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ・生活支援員:6:1 ※最低定員 20 人	(※)従業者:基準該当サービスのみのみ 障害者数を含めて指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該介護事業所として必要とされる数以上 (指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能)
就労移行支援	・管理者	・職業指導員・生活支援員:6:1 ※事業所毎にそれぞれ 1 以上 ・就労支援員:15:1 ・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は、1以上は常勤。 ※最低定員 20 人	
就労継続支援A型	・管理者	・職業指導員・生活支援員:10:1 ※事業所毎にそれぞれ 1 以上 ・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は、1以上は常勤 ※最低定員 10 人	
就労継続支援B型	・管理者	・職業指導員・生活支援員:10:1 ※事業所毎にそれぞれ 1 以上 ・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ※職業指導員・生活支援員のいずれかとサービス管理責任者は、1以上は常勤 ※最低定員 20 人 【基準該当サービス】 ・サービス管理責任者:1以上	

就労定着支援	・管理者	・就労定着支援員:40:1 ・サービス管理責任者:利用者 60 人までは1、以降 40 人増すごとに1 ※サービス管理責任者は、1 以上は常勤
共同生活援助 ※介護サービス 包括型	・管理者	・サービス管理責任者:利用者 30 人までは1、以降 30 人増す毎に1 ・世話人:6:1 ・生活支援員:障害支援区分に応じて、2.5:1～9:1
児童発達支援 ※重症心身障害児 を通わせる事業 所、児童発達支援 センターであるも のを除く	・管理者 ・従業者 (※)	・児童指導員又は保育士:障害児の数が10までの場 合2以上、以降5人増す毎 に1 ・児童発達支援管理責任者:1 以上 ・機能訓練担当職員 ※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合 ・看護職員 ※医療的ケア児に医療的ケアを行う場合 ※機能訓練担当職員又は看護職員が、支援の単位 の時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる場合 には、その数を児童指導員又は保育士の合計 数に含めることができる。 ※最低定員 10 人 (※)従業者:基準該当サービスのみ 障害児数を含めて指定通所介護等の利用者 数とした場合に、当該介護事業所として必要とさ れる数以上 (指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指 定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務 可能)
放課後等 デイサービス ※重症心身障害児 を通わせる事所を 除く	・管理者 ・従業者 (※)	・児童指導員又は保育士:利用者 10 人までは2、 以降、5人増すごとに1 ・児童発達支援管理責任者:1 以上 ・機能訓練担当職員 ※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合 ・看護職員 ※医療的ケア児に医療的ケアを行う場合 ※機能訓練担当職員又は看護職員が、支援の単位 の時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる場合 には、その数を児童指導員又は保育士の合計数 に含めることができる。 ※最低定員 10 人 (※)従業者:基準該当サービスのみ 障害児数を含めて指定通所介護等の利用者 数とした場合に、当該介護事業所として必要とさ れる数以上 (指定生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定

			小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とのみ兼務可能)
	地域活動支援センター	・施設長 (※)	・指導員:2以上 ※10人以上の人員が利用できる規模とする。 (※)施設長:1
	日中一時支援	—	人員基準なし ※自治体の判断による。
児童	保育所	・嘱託医 ・調理員	・保育士 0歳児:3:1 1・2歳児:6:1 3歳児:20:1 4・5歳児:30:1
	小規模保育事業(A型)	・嘱託医 ・調理員	・保育士 下記合計+1名 0歳児:3:1 1・2歳児:6:1 3歳児:20:1 4・5歳児:30:1
	小規模保育事業(B型)	・嘱託医 ・調理員	・保育士 下記合計+1名 0歳児:3:1 1・2歳児:6:1 3歳児:20:1 4・5歳児:30:1 ※1/2以上保育士で、保育士以外には研修実施
	小規模保育事業(C型)	・嘱託医 ・調理員	・家庭的保育者 0～2歳児:3:1 ※家庭的保育補助者を置く場合、5:2
	家庭的保育事業	・嘱託医 ・調理員	・家庭的保育者 0～2歳児:3:1 ※家庭的保育補助者を置く場合、5:2
	地域子育て支援拠点事業	—	【一般型】 ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 :子育ての知識と経験を有する専任の者2名以上 ※子育て支援員研修を修了している者が望ましい。 【連携型】 ・子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 :子育ての知識・経験を有する専任の者1名以上 ※子育て支援員研修を修了している者が望ましい。
	利用者支援事業	—	・利用者支援専門員 :子育て支援員研修を修了した職員を1事業所1名以上専任として配置 ※利用者支援専門員は、子育て支援員研修を修了し、かつ市町村長が定める実務経験の期間を有する者(特定型については、子育て支援員研修を修了している者が望ましい) ※母子保健型(母子保健に関する相談機能を有する施設で実施されるもの)においては、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカーを1名以上配

			置(専任が望ましい)
	一時預かり事業 (一般型)	—	・保育従事者: 保育所に準じ子どもの人数に応じた数 ※保育従事者は、保育士(2分の1以上)、保育士以外は一定の研修を修了した者 ※平均利用児童数が少ない場合、一定の研修を修了した者は、家庭的保育者でも可
	放課後児童健全育成事業	—	・放課後児童支援員 : 支援の単位ごとに2人以上配置 ※うち1人を除き、補助員の代替可 ※放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等の資格を有する者等であって都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了したもの
生活 困窮者	就労訓練事業	—	(人員基準なし)

<設備基準>

対象者	福祉サービス	設備基準	
		共用可	共用不可
高齢者等	通所介護	・食堂・機能訓練室: 3㎡×利用定員以上 ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
	地域密着型 通所介護	・食堂・機能訓練室: 3㎡×利用定員以上 ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
	認知症対応型 通所介護	【単独型・併設型】 ・食堂・機能訓練室: 3㎡×利用定員以上 ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
	小規模多機能型 居宅介護	・居間及び食堂 : 機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・台所 ・浴室 ・消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備 ・その他必要な設備及び備品等	・宿泊室 : 7.43 ㎡以上×宿泊サービスの利用定員以上
	看護小規模多機能 型居宅介護	・居間及び食堂 : 機能を十分に発揮しうる適当な広さ ・台所 ・浴室 ・消防法等に違反しない消火設備及び非常災害発生に対する必要設備 ・その他必要な設備及び備品等	・宿泊室: 7.43 ㎡(病院・診療所の場合は6.4 ㎡)以上×宿泊サービスの利用定員以上

	短期入所 生活介護	・食堂・機能訓練室:3 m²×利用定員以上 ・静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ※廊下:幅 1.8m以上 (中廊下の幅は 2.7m以上) 【ユニット型】 ・医務室、浴室、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ※廊下:幅 1.8m以上 (中廊下の幅は 2.7m以上)	・居室:定員4以下、床面積1人あたり 10.65 m²以上 【ユニット型】 ・ユニット(居室、共同生活室、洗面設備、便所) :原則定員1人、床面積1人あたり 10.65 m ² 以上、居室を共同生活室に近接して一体的に設置、1ユニットの定員は概ね 10人以下
	認知症対応型 共同生活介護	・共同生活住居のうち、台所、浴室、消火設備等 ※障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能	・共同生活住居 :原則1又は2、定員5～9人、居室、居間、食堂 ・居室:定員1、床面積 7.43 m²以上
障害者 障害児	生活介護	・訓練・作業室 :訓練・作業に支障のない広さ ・相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・食堂・機能訓練室:3 m²×利用定員以上	-
	短期入所	【単独型】 ・食堂、浴室、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	【単独型】 ・居室:定員4以下、床面積1人あたり 8m²以上 【空床利用型】 ・空床を利用する障害者支援施設等において必要な設備 【基準該当サービス】 ・宿泊室(個室を除く):7.43 m²×利用定員(個室の定員数を除く)

機能訓練	・訓練・作業室 : 訓練・作業に支障のない広さ ・相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・食堂・機能訓練室: 3㎡×利用定員以上	—
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	・訓練・作業室 : 訓練・作業に支障のない広さ ・相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・食堂・機能訓練室: 3㎡×利用定員以上	—
就労移行支援	・訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
就労継続支援A型	・訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
就労継続支援B型	・訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・授産施設として必要とされる設備	—
就労定着支援	・就労定着支援事業を行うために必要な広さの区画 ・指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等	—
共同生活援助	・共同生活住居のうち、居間、食堂、便所、浴室等 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。	・共同生活住居: 1以上、定員2～10事業所の合計定員4以上。1以上のユニット(1ユニット: 定員2～10)が必要 ・居室: 定員1(必要と認められる場合は2)、床面積 7.43㎡以上
児童発達支援 ※重症心身障害児を通わせる事業	・指導訓練室 ※訓練に必要な機械器具等含む。 ・指定児童発達支援の提供に必要な設備及	—

	所、児童発達支援センターであるものを除く	び備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・食堂・機能訓練室:3 m ² ×利用定員以上	
	放課後等デイサービス ※重症心身障害児を通わせる事業所を除く	・指導訓練室 ※訓練に必要な機械器具等含む。 ・指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【基準該当サービス】 ・食堂・機能訓練室:3 m ² ×利用定員以上 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
	地域活動支援センター	・創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 ・便所 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	—
	日中一時支援	(設備基準なし) ※自治体の判断による	—
児童	保育所	【満2歳未満】 ・医務室、調理室、便所 【満2歳以上】 ・調理室、便所 【児童の年齢にかかわらず必要】 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備	【満2歳未満】 ・乳児室:1.65 m ² ×乳幼児数以上 ・ほふく室:3.3 m ² ×乳幼児数以上 【満2歳以上】 ・保育室・遊戯室:1.98 m ² ×幼児数以上 ・屋外遊戯場:3.3 m ² ×幼児数以上
	小規模保育事業(A型)	【満2歳未満】 ・調理設備、便所 【満2歳以上】 ・調理設備、便所 【児童の年齢にかかわらず必要】 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備	【満2歳未満】 ・乳児室又はほふく室:3.3 m ² ×乳児数以上 【満2歳以上】 ・保育室又は遊戯室:1.98 m ² ×乳児数以上 ・屋外遊戯場:3.3 m ² ×乳児数以上

小規模保育事業 (B型)	【満2歳未満】 ・調理設備、便所 【満2歳以上】 ・調理設備、便所 【児童の年齢にかかわらず必要】 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他 非常災害に必要な設備	【満2歳未満】 ・乳児室又はほふく 室:3.3 m²×乳児数 以上 【満2歳以上】 ・保育室又は遊戯 室:1.98 m²×乳児数 以上 ・屋外遊戯場:3.3 m² ×乳児数以上
小規模保育事業 (C型)	【満2歳未満】 ・調理設備、便所 【満2歳以上】 ・調理設備、便所 【児童の年齢にかかわらず必要】 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他 非常災害に必要な設備	【満2歳未満】 ・乳児室又はほふく 室:3.3 m²×乳児数 以上 【満2歳以上】 ・保育室又は遊戯 室:1.98 m²×乳児数 以上 ・屋外遊戯場:3.3 m² ×乳児数以上
家庭的保育事業	・調理設備、便所 【児童の年齢にかかわらず必要】 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他 非常災害に必要な設備	・乳幼児の保育を行 う専用の部屋:9.9 m² 以上(保育する乳幼 児が3人を超える場 合は、9.9 m²に3.3 m² ×3人を超える乳幼 児数を加えた面積 以上) ・屋外における遊戯 等に適した広さの 庭:3.3 m²×満2歳以 上の幼児数以上
地域子育て支援 拠点事業	・適当な設備	授乳コーナー、流し 台、ベビーベッド等 (概ね 10 組の乳幼 児及びその保護者 が一度に利用するこ とが差し支えない程 度の広さが必要)
利用者支援事業	【基本型・母子保健型】 ・適当な設備	【特定型】 ・適当な設備
一時預かり事業 (一般型)	・便所 ・軽便消化器等の消火器具、非常口その他 非常災害に必要な設備	・必要な設備(保育 所に準じ、子ども の人数に応じた設 備(医務室、調理 室及び屋外遊戯

			場を除く。)) ※食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備
	放課後児童健全育成事業	・軽便消化器等の消火器具、非常口その他 非常災害に必要な設備	・専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース) :概ね 1.65 m ² 以上 × 児童数以上
生活 困窮者	就労訓練事業	(設備基準なし)	—

(3) 人員の兼務が可能な事項

(2) で「兼務可」欄に記載した人員については、利用者の処遇上、具体的な問題が想定されるのであれば、以下の表のとおり兼務が可能である。なお、ここでいう兼務とは、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、各基準において必要とされている人員を兼務すること想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の人員基準を満たしていれば、同一の提供者が時間帯によって異なる福祉サービスの人員としてサービスに従事するというかたちで人員の兼務を行うことも可能である。

人員	人員の兼務の考え方	人員の規定がある福祉サービス
管理者 代表者 施設長	・基準上管理者、代表者の規定がある各福祉サービスにおける管理者、代表者、施設長を兼務することが可能 ・この他に、各福祉サービスにおける管理者、代表者以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能	○ 管理者 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 【障害者(児)】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス ○ 代表者 【高齢者等】認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ○ 施設長 【障害者(児)】地域活動支援センター
医師	・基準上医師の規定がある各福祉サービスにおける医師を兼務することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護 【障害者】生活介護 【児童】保育所

	・この他に、各福祉サービスにおける医師以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能	
栄養士	・各福祉サービスにおける栄養士以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護
調理員 調理員 その他の従業者	・保育所と短期入所生活介護（高齢者）における調理員を兼務することが可能 ・この他に、各福祉サービスにおける調理員以外の兼務可能な従業者を兼務することが可能	○ 調理員 【児童】保育所 ○ 調理員その他の従業者 【高齢者等】短期入所生活介護

（４）設備の共用が可能な事項

（２）で「共用可」欄に記載した設備については、利用者の処遇上、具体的に問題が想定されるのでなければ、以下の表のとおり共用が可能である。

また、設備については、玄関やエレベータ等、福祉サービスの基準上は規定がないが、設置されるものが存在する。こうした基準上規定がない設備についても以下の表のとおり設備の共用が可能である。なお、ここでいう共用は、複数のサービスを同じ場所で同時に提供する場合に、設備を共用することを想定している。

また、同じ場所において、サービスを時間によって高齢者、障害者、児童等に分けて提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の設備基準を満たしていれば、同じ設備を時間帯によって異なる福祉サービスの設備として使用するというかたちで設備の共用を行うことも可能である。

<基準上規定がある設備>

設備	設備の共用の考え方	設備の規定がある福祉サービス
食堂 居間 機能訓練室 訓練・作業室 指導訓練室 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品 適当な設備	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品、適当な設備、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所を兼ねることが可能（サービス毎に別々に設置する必要なし） ・基準上これらの設備についての規定がない福祉サービスの利用者・従業者が食事や居場所の提供に係る設備として利用することが可能 ※通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護の	○ 食堂 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 【障害者】短期入所、共同生活援助 ○ 居間 【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 【障害者】共同生活援助 ○ 機能訓練室 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（単独型・

創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 就労定着支援事業を行うために必要な広さの区画 指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等	食堂・機能訓練室については、共用する場合であっても、3㎡×利用定員以上の面積は確保すること。	併設型)、短期入所生活介護 ○ 訓練・作業室 【障害者(児)】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 ○ 指導訓練室 【障害者(児)】児童発達支援、放課後等デイサービス ○ 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 【障害者(児)】児童発達支援 ○ 指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品 【障害者(児)】放課後等デイサービス ○ 適当な設備 【児童】地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業 ○ 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 【障害者(児)】地域活動支援センター ○ 就労定着支援事業を行うために必要な広さの区画 【障害者(児)】就労定着支援 ○ 指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等 【障害者(児)】就労定着支援
浴室	・基準上浴室の規定がある各福祉サービスの浴室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上浴室の規定がない福祉サービスの利用者・従業員が、浴室、シャワーブース等の設備として利用することが可能	【高齢者等】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者(児)】短期入所、共同生活援助
医務室	・基準上医務室の規定がある各福祉サービスの医務室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ※共用に際しては、高齢者等及び児童それぞれへの感染が拡大しないよう注意	【高齢者等】短期入所生活介護 【児童】保育所
静養室	・基準上静養室の規定がある各福祉サービスの静養室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上静養室の規定がない福祉サービスの利用者・従業員が静養のためのスペ	【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型)、短期入所生活介護

	ースとして利用することが可能	
事務室 職員室	・基準上事務室の規定がある各福祉サービスの事務室、職員室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上事務室の規定がない福祉サービスの従業者が事務室、職員室として利用することが可能	○ 事務室 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型) ○ 職員室 【高齢者等】短期入所生活介護
相談室 面談室	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの相談室、面談室を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が相談・面談等のためのスペースとして利用することが可能	○ 相談室 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型) 【障害者(児)】生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 ○ 面談室 【高齢者等】短期入所生活介護
調理室 調理設備	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの調理室、調理設備を兼ねることが可能(サービス毎にこれらの設備を別々に設置する必要なし) ・基準上これらの設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が調理室等として利用することが可能	○ 調理室 【高齢者等】短期入所生活介護 【児童】保育所 ○ 調理設備 【児童】小規模保育事業、家庭的保育事業
台所	・共同生活援助の利用者・従業者が台所として、利用することが可能	【高齢者等】認知症対応型共同生活介護
洗面所 洗面設備	・基準上これらの設備の規定がある各福祉サービスの洗面所、洗面設備を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上洗面所、洗面設備の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗面所等として利用することが可能	○ 洗面所 【障害者(児)】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助 ○ 洗面設備 【高齢者等】短期入所生活介護
洗濯室 (洗濯場) 汚物処理室	・基準上洗濯室(洗濯場)、汚物処理室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が洗濯、汚物処理に係る設備として利用することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護
介護材料室	・基準上介護材料室の規定がない福祉サービスの利用者・従業者が物置等のスペースとして利用することが可能	【高齢者等】短期入所生活介護

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	・基準上消火設備等の規定がある各福祉サービスの消火設備等を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし)	○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 【高齢者等】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(単独型・併設型)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護 【障害者(児)】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター ○ 軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業
便所	・基準上便所の規定がある各福祉サービスの便所を兼ねることが可能(サービス毎に別々に設置する必要なし) ・基準上便所の規定がない福祉サービスの利用者が便所としても利用することが可能 ※保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業の便所は、他の福祉サービスの便所とは大きさ等が異なることから、別々に設けることとなる。	【高齢者等】短期入所生活介護 【障害者(児)】生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、地域活動支援センター 【児童】保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業

<基準上規定がない設備>

設備	設備の共用の考え方
玄関	・各福祉サービスの玄関を兼ねることが可能 (サービス毎に別々に設置する必要なし)
廊下	・各福祉サービスの廊下を兼ねることが可能 (サービス毎に別々に設置する必要なし) ※短期入所生活介護の廊下と共用する場合は、廊下の幅が 1.8m 以上(中廊下の幅は 2.7m 以上)必要
階段	・各福祉サービスの階段を兼ねることが可能 (サービス毎に別々に設置する必要なし)
エレベータ	・各福祉サービスのエレベータを兼ねることが可能 (サービス毎に別々に設置する必要なし)
送迎車	・各福祉サービスの送迎車を兼ねることが可能 (サービス毎に別々に運用する必要なし)
高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁やカーテン等の仕切り	・設置は不要

2. 基準該当障害福祉サービス

介護保険サービス事業所にあつては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていなくとも、市町村が認めることにより、基準該当障害福祉サービス等として障害福祉サービスを提供することが可能である。

基準該当障害福祉サービス

○ 障害福祉サービスにおいては、障害福祉サービスを受けることが困難な地域等であっても、必要なサービス提供を行うことができるよう、①離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス、②介護保険事業所における基準該当障害福祉サービスの2つを設けている。

基準該当障害福祉サービスの種類		介護保険事業所による基準該当障害福祉サービスの実施状況		
	離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス	介護保険事業所における基準該当障害福祉サービス	サービス	事業所数 利用者数
対象	離島、山村等の地域であつて将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスを利用することが困難な場合	地域に指定障害福祉サービス事業所がない等、指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合	基準該当生活介護	
要件	指定基準より、従業者の員数や最低定員について緩和	指定通所介護事業所等の指定基準を満たしていることが要件	通所介護事業所の場合	778 2,818
報酬	・厚生労働大臣が定める指定障害福祉サービスの報酬率を基準として市町村が定める。 ・加算の算定が可能。	・厚生労働大臣が定める基準該当障害福祉サービスの報酬率（障害者の場合）を基準として、市町村が定める。 ・食事提供体制加算・処遇改善加算を除き加算の算定不可。	小多機能・看護多機能事業所の場合	35 65
介護保険サービス事業所においては、以下のサービスが基準該当障害福祉サービスとして提供可能。			基準該当短期入所	
指定通所介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス ・基準該当生活介護 ・基準該当自立訓練（機能訓練） ・基準該当自立訓練（生活訓練） ・基準該当児童発達支援 ・基準該当放課後等デイサービス			短期入所のみを利用する場合	15 34
			別に日中活動系サービスも利用している場合	14 20
			基準該当自立訓練（機能訓練）	19 30
			基準該当自立訓練（生活訓練）	34 65
			基準該当児童発達支援	16 309
			基準該当放課後等デイサービス	92 483
			合計	1,003 3,824
指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス			※「通所介護事業所」には地域密着型通所介護事業所を含む。 （出典）国保連データ（令和3年2月実績）	
			・基準該当生活介護 ・基準該当自立訓練（機能訓練） ・基準該当自立訓練（生活訓練） ・基準該当児童発達支援 ・基準該当放課後等デイサービス	

基準該当障害福祉サービス等が認められる場合としては、例えば、生活介護については「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」ものであることが必要であるが、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施するにあたっては、こうした要件を満たすものとして、基準該当障害福祉サービス等を実施することが可能である。

<基準該当障害福祉サービスが認められる要件>

障害福祉サービス	基準該当障害福祉サービス等が認められる場合
生活介護	- 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること - 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
短期入所	- 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、基準該当生活介護等を提供するものであること - 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること - 短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

機能訓練	・指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
生活訓練 ※宿泊型自立訓練を除く	・指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
就労継続支援B型	・社会福祉法、生活保護法に基づく授産施設経営者が運営主体であること
児童発達支援 ※重症心身障害児を通わせる事業所、児童発達支援センターであるものを除く	・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
放課後等 デイサービス ※重症心身障害児を通わせる事業所を除く	・指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

3. 共生型サービス

共生型サービスは、平成 30 年度に

- ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくする

ことを目的とした指定手続きの特例として創設された。

従来、介護保険サービス（障害福祉サービス）事業所が障害福祉サービス（介護保険サービス）を提供するためには、障害福祉サービス（介護保険サービス）事業所に課される基準を全て満たした上で指定を受ける等の必要があったが、この特例を活用すれば、

- ・人員配置・設備基準：介護保険サービス（障害福祉サービス）の基準を満たす
- ・運営基準：障害福祉サービス（介護保険サービス）の基準を満たす

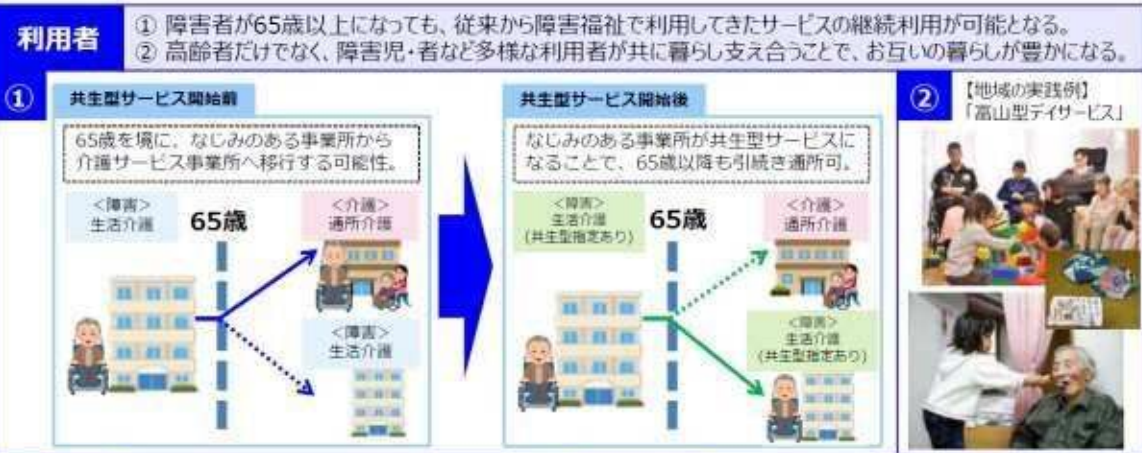
ことにより、障害福祉サービス（介護保険サービス）を提供することができるようになる。

また、サービスを提供できる対象者の範囲も広がり、これまで介護保険サービスを提供していた事業所は、障害者に対して共生型障害福祉サービスを提供することが可能となる。これまで障害福祉サービスを提供していた事業所は、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた方が 65 歳以上となっても、引き続きサービスを提供することできるほか、新たに 65 歳以上の要介護高齢者を受入れることも可能となる。

共生型サービスの概要

○ 訪問・通い・泊まり機能をもつ介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）については、指定特例の活用により「共生型障害福祉サービス（共生型介護保険サービス）」の提供が可能。

共生型サービスを活用することのメリット



事業所 障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域 地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

＜共生型サービスの対象となるサービス＞

共生型サービスは、介護保険サービス（障害福祉サービス）事業所が障害福祉サービス（介護保険サービス）を提供しやすくするために設けられた制度であることから、介護保険制度・障害福祉制度双方の制度において共通するサービスをその対象としている。

共生型サービスの対象となるサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（向上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い □ 泊まり	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（向上） ○ 短期入所

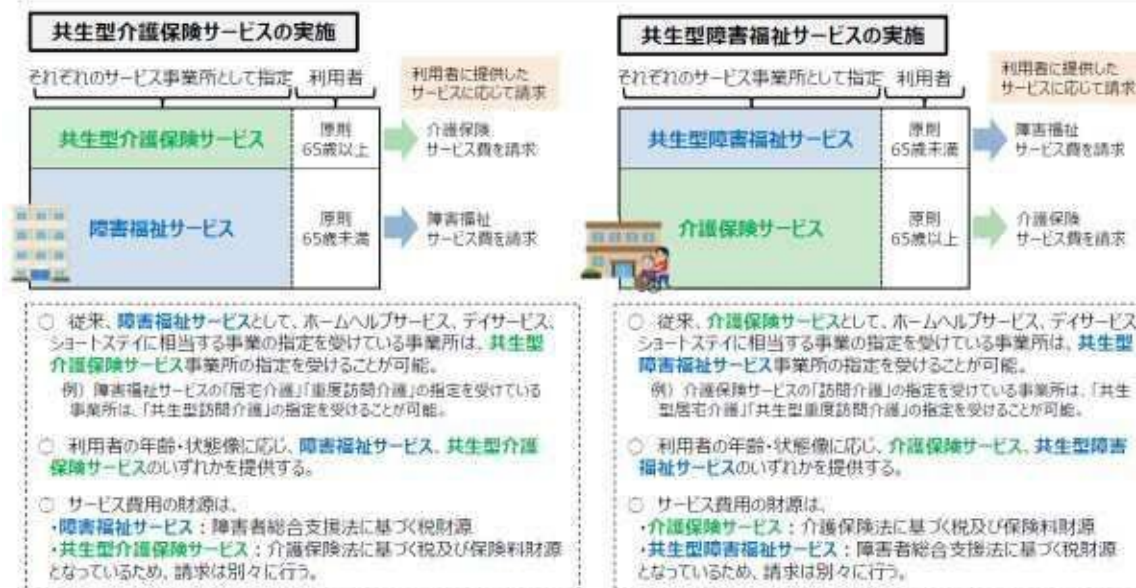
※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

＜共生型サービスの指定・実施のイメージ＞

例えば介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを提供する場合（下図右側）、利用者の年齢・状態に応じ、介護保険サービス、共生型障害福祉サービスのいずれかを提供し、報酬請求は介護保険サービス・共生型障害福祉サービスそれぞれ別々に行う。

共生型サービスの指定・実施イメージ

- 介護保険サービス・障害福祉サービス等のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、障害福祉サービス等・介護保険サービスの同類型のサービスについて、「共生型サービス」の指定を受けることが可能。
- 利用者の年齢・状態像に応じ、介護保険サービス・障害福祉サービス・共生型障害福祉サービス・共生型介護保険サービスのいずれかを提供する。



＜共生型サービスの立ち上げ・運営のポイント＞

共生型サービスの立ち上げ・運営／普及にあたって、事業所／自治体にとってポイントとなる事項については、当省補助事業により「共生型サービス はじめの一步～立ち上げと運営のポイント～」（※）としてまとめたので参考にされたい。

共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一步～立ち上げと運営のポイント」を作成。
・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要かわからない。
・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるかわからない。
共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。

共生型サービス はじめの一步～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスについて知る

- 共生型サービスとは
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- 共生型サービスの取組事例

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。



共生型サービスを立ち上げる

- 共生型サービスを開始するまでのポイント
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
- ① 事業所の職員と話し合う
- ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
- ③ 利用者確保の見込みを立てよう
- ④ 運営計画を作成しよう
- ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
- ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合う
- ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
- ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
- ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
- ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- 共生型サービス継続のポイント
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- 共生型サービス普及のポイント
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業者の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

※令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実施把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書「三重U/Fリサーチ&コンサルティング」より作成

(※) https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_210423/

4. 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

1 から 3 を踏まえると、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせて提供する場合として、例えば以下のような例が考えられる。

＜通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例＞

例 1：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋放課後等デイサービス（障害児）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス、共生型サービスとして提供可能	
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】 通所介護の必要人員	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護、放課後等デイサービス】 通所介護の必要設備

※ 共生型サービスにあつては、人員・設備基準はこれまで提供していたサービスと同様の基準に依るが、運営基準は新たに提供するサービスの基準に依るものである。（以下同じ。）

例 2：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋小規模保育事業（B型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス、共生型サービスとして提供可能	
○ 管理者（通所介護）、嘱託医、調理員（小規模保育事業（B型））は、兼務可能	○ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）と軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（小規模保育事業（B型））は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（小規模保育事業（B型））は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【小規模保育事業（B型）】 保育士（※）、<u>嘱託医、調理員</u> ※1/2以上保育士で、保育士以外には研修実施	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】 通所介護の必要設備 【小規模保育事業（B型）】 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、<u>医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

例3：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋地域子育て支援拠点事業（児童）
＋利用者支援事業（基本型）（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能	
－	○ 食堂・機能訓練室（通所介護）と適当な設備（地域子育て支援拠点事業／利用者支援事業（基本型））は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（通所介護）、適当な設備（地域子育て支援拠点事業／利用者支援事業（基本型））は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
<サービス毎の必要人員> ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【地域子育て支援拠点事業】 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者 【利用者支援事業（基本型）】 利用者支援専門員	<サービス毎の必要設備> ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護】 通所介護の必要設備 【地域子育て支援拠点事業】 適当な設備、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等 【利用者支援事業（基本型）】 適当な設備

例4：小規模多機能型居宅介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋一時預かり事業（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能	
－	○ 居間及び食堂、浴室、消火設備及び非常発生時に対する非常設備、その他必要な設備及び備品等（小規模多機能型居宅介護）は、一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能
<サービス毎の必要人員> ※下線は兼務可能な人員 【小規模多機能型居宅介護】 管理者、代表者、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者 【生活介護】 小規模多機能型居宅介護の必要人員 【一時預かり事業】 保育従業者	<サービス毎の必要設備> ※下線は共用可能な設備 【小規模多機能型居宅介護】 居間及び食堂、宿泊室、浴室、消火設備及び非常災害発生時に対する必要設備、その他必要な設備及び備品等 【生活介護】 小規模多機能型居宅介護の必要設備 【一時預かり事業】 必要な設備

＜訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例＞

例 5：認知症対応型通所介護（高齢者等）＋就労継続支援B型（障害者）
 ＋放課後児童健全育成事業（児童）＋就労訓練事業（生活困窮者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者（認知症対応型通所介護（単独型・併設型）／就労継続支援B型）は、兼務可能	○ 食堂・機能訓練室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））と訓練・作業室（就労継続支援B型）、相談室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））と相談室（多目的室）（就労継続支援B型）、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（認知症対応型通所介護（単独型・併設型）／就労継続支援B型）と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（放課後児童健全育成事業）は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室（認知症対応型通所介護（単独型・併設型））、訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備（就労継続支援B型）、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備（一時預かり事業）は、各サービスの利用者・従業員が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型通所介護（単独型・併設型）】 <u>管理者</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員 【就労継続支援B型】 <u>管理者</u>、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 【放課後等児童健全育成事業】 <u>放課後児童支援員</u> 【就労訓練事業】 基準なし	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【認知症対応型通所介護（単独型・併設型）】 <u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【就労継続支援B型】 <u>訓練・作業室、相談室（多目的室）、洗面所、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【放課後児童健全育成事業】 <u>専用区画、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u> 【就労訓練事業】 基準なし

＜泊まりのサービスを組み合わせる例＞

例 6：通所介護（高齢者等）＋生活介護（障害者）＋就労継続支援B型（障害者）
 ＋短期入所生活介護（高齢者等）＋短期入所（障害者）＋保育所（児童）

兼務可能な人員・基準該当サービス・共生型サービス	共用可能な設備・基準該当サービス・共生型サービス
○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能。	

○ 管理者(通所介護／就労継続支援B型／短期入所生活介護)、医師(短期入所生活介護)、嘱託医(保育所)、栄養士(短期入所生活介護)、調理員(保育所)、調理員その他の従業者(短期入所生活介護)は、兼務可能	○ 食堂・機能訓練室(通所介護／短期入所生活介護)と訓練・作業室(就労継続支援B型)、相談室(通所介護)と相談室(多目的室)(就労継続支援B型)と面談室(短期入所生活介護)、事務室(通所介護)と介護職員室・看護職員室(短期入所生活介護)、医務室(短期入所生活介護／保育所)、調理室(短期入所生活介護／保育所)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(通所介護／就労継続支援B型)と軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備(保育所)は、別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室(通所介護／短期入所生活介護)、訓練・作業室(就労継続支援B型)、静養室(通所介護／短期入所生活介護)、相談室(通所介護)、相談室(多目的室)(就労継続支援B型)、面談室(短期入所生活介護)、事務室(通所介護)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(通所介護／就労継続支援B型)、軽便消化器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備(保育所)、洗面所(就労継続支援B型)、洗面設備(短期入所生活介護)、便所(就労継続支援B型／短期入所生活介護／保育所)、医務室(短期入所生活介護／保育所)、浴室(短期入所生活介護)、調理室(短期入所生活介護／保育所)、洗濯室(洗濯場)(短期入所生活介護)、汚物処理室(短期入所生活介護)、介護材料室(短期入所生活介護)は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【通所介護】 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】 通所介護の必要人員 【就労継続支援 B 型】 管理者、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 【短期入所生活介護】 管理者、医師、栄養士、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、調理員その他の従業者 【短期入所】 短期入所生活介護の必要人員 【保育所】 保育士、嘱託医、調理員	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【通所介護】 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、<u>消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 【生活介護】 通所介護の必要設備 【就労継続支援 B 型】 訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> 【短期入所生活介護】 居室、<u>食堂・機能訓練室、静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室、洗濯室(洗濯場)、汚物処理室、介護材料室</u> 【短期入所】 短期入所生活介護の必要設備 【保育所】 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、<u>医務室、調理室、便所、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u>

＜泊まりのサービスを組み合わせる例＞

例 7：認知症対応型共同生活介護（高齢者等）＋共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員	共用可能な設備
○ 管理者（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、代表者（認知症対応型共同生活介護）は、兼務可能	○ 居間（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、食堂（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、浴室（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、消火設備（認知症対応型共同生活介護）と消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（共同生活援助）は、別々に設置する必要なし ○ 居間（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、食堂（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、台所（認知症対応型共同生活介護）、浴室（認知症対応型共同生活介護／共同生活援助）、便所（共同生活援助）、消火設備（認知症対応型共同生活介護）、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（共同生活援助）は、各サービスの利用者・従業者が利用可能
＜サービス毎の必要人員＞ ※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 <u>管理者、代表者、介護従業者、計画作成担当者</u> 【共同生活援助】 <u>管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</u>	＜サービス毎の必要設備＞ ※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】 <u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】 <u>居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u>

5. 本来の事業実施に支障が生じない範囲における一時的な利用

上記 1 から 4 のように各福祉制度に基づくサービスを総合的に提供する取扱い以外に、複雑化・複合化したニーズや、既存制度では対応できていない狭間のニーズを抱え、社会との関係性が希薄化した者に対して、多様な社会参加への支援を提供しうる地域資源を確保する必要がある。

そのため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和 3 年 3 月 31 日子発 0331 第 9 号、社援発 0331 第 15 号、障発第 0331 第 11 号、老発 0331 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において整理したとおり、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者を受け入れることも可能としている。本通知を踏まえ、各自治体において多様な社会参加への支援に向け、福祉サービス事業所等の地域資源の積極的な活用をお願いしたい。

本来事業の事業実施に支障が生じない範囲における事業の対象者以外の者の受入

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか

社会参加に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、社会参加に向けた支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合については財産処分手続が必要

※ 「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発第0331第11号、老発0331第4号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）参照

<多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例>

○入所施設・居住系サービスの場合

- ・ 居住に課題を抱える者につき、入所施設等に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で入所者等として受け入れる。
- ・ 空きスペースを他分野の支援に活用する。

○通所事業所・多機能系事業所の場合

- ・ 社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れる。
- ・ 空きスペースを他分野の支援に活用する。

○就労支援施設の場合

- ・ 就労に課題を抱える者につき、就労等に向けた活動を行う場として、就労支援施設に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れる。
- ・ 空きスペースを 他分野の支援に活用する。

**飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！
そして、見逃さない！**



私たちは宣言します。

飲酒運転撲滅



自分にできること。

飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。

従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。

従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

「見逃さない」飲酒運転を見たら110番！

※飲酒運転撲滅条例により、全ての県民は飲酒運転を見た場合等は、警察官に通報しなければなりません。

※道交法により、自動車や二輪車だけでなく、原動機付自転車（一般、特定小型）、自転車などすべての車両等の飲酒運転は禁止されています。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例) 概要

県民の責務等

- ・ アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても**車両等**を運転してはいけません
- ・ 家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その**防止**に努めましょう。
- ・ 飲酒運転を見かけたとき等は、**警察官(110番)**に**通報**しなければなりません。



飲酒運転で検挙・警告された場合

- ・ **基準値※未満で警告(1回目)**
飲酒行動に関する指導を受けるよう努めなければなりません。
※呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L以上
- ・ **検挙(1回目)または警告(2回目)**
アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- ・ **5年以内に再び検挙か警告**
アルコール依存症に関する**受診が命じられます**(命令に従わない場合は**5万円以下の過料**)。



事業者の責務等

- ・ 業務上車両の運転が必要な場合は、運転者が**酒気**を**帯びていないことを確認**しましょう。
- ・ 特定事業者※や、飲食店がテナントに入っているビル等の所有者、参加者が飲酒をする可能性がある多人数のイベントの主催者は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の**啓発文書**を**掲示**しましょう。
- ・ 飲食店は、来店者の飲酒運転を防止するため、来店者に車両利用の有無を確認し、**運転代行**の紹介等を行いましょう。また、**運転者(ハンドルキーパー)**には、**酒類**を提供しないようにしましょう。
- ・ 特定事業者※やイベント主催者、タクシー事業者、自動車運転代行業者は、**飲酒運転をしようとするのをやめさせ**ましょう。また、**飲酒運転を見かけたときは、警察官(110番)に通報**しなければなりません。
- ・ 特定事業者※とタクシー事業者・自動車運転代行業者は、その従業者などに対して**飲酒運転の通報訓練**を実施しましょう。



※酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者

事業者 従業員等が飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は**再発防止のため、研修、指導等**を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その**取組を怠ったとき**

店名等の公表、指示書の店内掲示命令

掲示しない場合、**5万円以下の過料**

飲酒運転は犯罪です！道路交通法による罰則もあります

酒酔い運転



罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消

酒気帯び運転



罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

運転免許取消
または免許停止(90日間)

さらに、人を死傷させた場合は「自動車運転死傷処罰法」による20年以下の懲役、「刑法」による5年以下の懲役が科されるケースがあります。



身近な人が飲酒運転しないか心配…という方

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10時～16時



飲酒運転をしてしまいそうな人、身近な人の飲酒運転に悩んでいる人などからの相談に親身に応じます。お気軽にご相談ください。(相談無料)

みんなの力で
飲酒運転を
なくしましょう！



毎月25日は、
飲酒運転撲滅
の日です。

問合せ先：交通事故をなくす福岡県民運動本部 (福岡県民人づくり・県民生活部 生活安全課内)

☎092-643-3167

令和6年8月発行

安全運転管理者制度

1 安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。

車両等の使用者は、業務で使用する車両を点検・整備したり、運転手が安全に運転できるように運行計画を立てたり、運転手に対して色々と指示したり…と、事故が起きないように、また事故を起こさないように努めなければなりません。

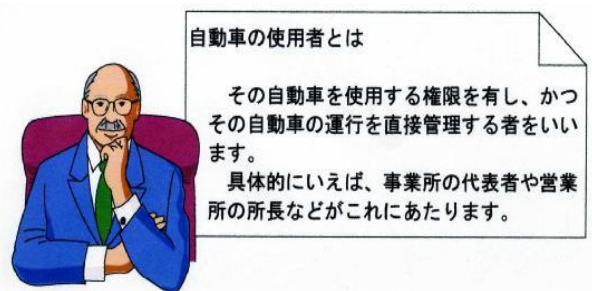
しかし、車両や運転手が多ければ、そのすべてを一人でやることは不可能です。

そこで、使用者に代わり具体的にチェックを行う者として、「安全運転管理者」を選任させることとしているのです。

2 自動車の使用者の義務

自動車の使用者は、その使用する自動車が規定の台数以上の場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければなりません。また、選任したときは15日以内に公安委員会へ届け出なければなりません。

選任及び届出を怠ると処罰されることがあります。



【道路交通法第74条の3第1項】安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】50万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第4項】副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】50万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

【道路交通法第74条の3第5項】選任、解任届出義務

自動車の使用者は、安全運転管理者または副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に、所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

【届出しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

※ 法人等両罰とは…会社等の法人にも責任がある場合は、その法人にも刑罰が科せられる。

3 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

1. 安全運転管理者

- 乗車定員11人以上の自動車を使用している場合…1台以上
- その他の自動車を使用している場合…5台以上



- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。以下副安全運転管理者を選任する場合にも同じ。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 4 \end{array} + \begin{array}{c} \text{バイク} \\ (4 \times 0.5) \end{array} = 6 \text{ 台}$$

安全運転管理者の選任が必要となります。

2 副安全運転管理者

- (車種、乗車定員関係なく)すべての自動車を使用している場合…20台以上
- 以降20台増加するごとに、副安全運転管理者を選任するものとする。
- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



$$\begin{array}{c} \text{トラック} \\ 12 \end{array} + \begin{array}{c} \text{軽自動車} \\ 9 \end{array} = 21 \text{ 台}$$

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要となります。

4 安全運転管理者等の選任要件

◎ 安全運転管理者

- 20歳以上の者（副安全運転管理者を選任する事業所にあたっては、30歳以上の者）
- 2年以上の運転管理の実務経験を有する者
※「運転管理の実務経験」とは、運転者（従業員）に対する指導・監督業務の実務経験をいいます。
※必ずしも安全運転管理者としての経験をいうものではありません。
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者
 - ・ ひき逃げ
 - ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転に対し車両や酒類を提供する行為
 - ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に依頼・要求して同乗する行為
 - ・ 次の違反の下命・容認
(酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反)
 - ・ 自動車使用制限命令違反

◎ 副安全運転管理者

- 20歳以上の者
- 1年以上の運転管理の実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に一定の違反行為をしたことのない者
※一定の違反行為とは、安全運転管理者の場合と同じ

5 安全運転管理者等の届出手続

安全運転管理者等を選任したときや、届出事項に変更が生じたときは、事業所を管轄する警察署を通じて、公安委員会に届け出なければなりません。

届出手続に際し必要な書類は、次表のとおりです。これらの書類をすべて揃えて、事業所を管轄する警察署の交通課に提出してください。

- ※ 警察署の受付時間は、平日の9:00～16:00まで
- ※ 書類が不足している場合受付できません。
- ※ FAXや郵送では受付できません。
- ※ 「e-Gov」からオンライン申請ができます（令和7年12月15日～）。

安全運転管理者等の届出手続に際する必要書類

項目	安全運転管理者等 に関する届出書	新管理者の住民票 (3ヶ月以内発行)	運転記録証明書 (1ヶ月以内発行)
安全運転管理者等を 選任 する場合	○(必要)	○(必要)	○(必要)
安全運転管理者等を 交代 する場合	○(必要)	○(必要)	○(必要)
届出事項(代表者名等)を 変更 する場合	○(必要)	×(不要)	×(不要)
安全運転管理者等を 解任 する場合	○(必要)	×(不要)	×(不要)

【届出書様式】

安全運転管理者等に関する届出書は、[県警のホームページ](#)からダウンロードするか、警察署の交通課窓口で入手してください。

- 安全運転管理者に関する届出書
- 副安全運転管理者に関する届出書

【記載例】

安全運転管理者等に関する届出書の記載要領は、県警ホームページからダウンロードして参考にしてください。

- 安全運転管理者に関する届出書記載例【新規専任】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【専任交代】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【届出事項の変更①例：社名変更、所在地変更】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【届出事項の変更②例：代表者変更】
- 安全運転管理者に関する届出書記載例【解任（交替なし）】

【注意事項】

- 届出書に社印や代表者印は必要ありません
- 住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）は、新しく安全運転管理者等になる方のものを提出してください。
- 住民票は、氏名、生年月日、住所が記載されたもので結構です。（本籍地や家族についての記載は不要）
- 県外に住民票がある方は、住民票と併せて、会社作成の「居住証明書」（様式不問）を提出してください（現在の居住地を証明するためのものです。）。
- 運転記録証明書（1ヶ月以内に発行されたもの）は、自動車安全運転センターが発行するもので、過去の違反歴や事故歴を証明するものです。提出の際は、過去3年間のものを準備してください。詳しい取得方法については、こちら（自動車安全運転センターホームページ）をご覧ください。
- 届出書の提出先は、事業所を管轄する警察署の交通課です。

6 安全運転管理者等の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

内閣府令で定める安全運転管理業務

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 運転者の適性等の把握 | 6 運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認 |
| 2 安全運転確保のための運行計画の作成 | 7 酒気帯びの有無の確認内容の記録等 |
| 3 危険防止のための交替運転者の配置 | 及び検知器の有効保持 |
| 4 異常気象時の安全確保の措置 | 8 運転日誌の備付けと記録 |
| 5 点呼等による安全運転の指示 | 9 運転者への安全運転指導 |

※安全運転管理者の業務拡充について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和4年4月1日から安全運転管理者の業務が拡充されました。

アルコール検知器の使用に係る規定については令和5年12月1日から義務化されました。

7 安全運転管理者等講習について

公安委員会は、安全運転管理者等に安全運転に必要な知識等を習得させるため、法定講習（安全運転管理者等講習）を実施しています。

自動車の使用者は、公安委員会から講習の通知を受けた際、選任している安全運転管理者等に、その講習を受講させる義務があります。

詳しくは、県警ホームページをご覧ください。

駐車許可の申請手続きについて

○駐車許可制度の概要

駐車禁止場所（道路標識等により車両の駐車が禁止されている道路の部分等）に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合には、その駐車禁止場所を管轄する警察署に対して駐車の許可を申請することができます。

車両は、警察署長が申請に係る駐車の時間、場所、用務及び駐車可能な場所の有無につき、下記要件に基づいた審査を行った上で許可したときは、駐車禁止場所に駐車することができる制度です。

○対象となる用務例

医師、歯科医師等による定期的な訪問診療、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション、介護サービス事業所による通所サービス、貨物の積卸し、引っ越し作業など。（これらは例示であって、個別の用務を限定するものではありません。）

ただし、これらの用務に該当する場合であっても、交通の実態等に応じて許可するものであり、すべての場合に許可できるものではありません。

○駐車許可の要件

次のいずれにも該当することを要件とします。

- 1 許可を受けようとする駐車の時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - （２）駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）道路標識等で駐車が禁止されている場所、法定の駐車禁止場所（放置車両となる場合を除く。）又はパーキング・メーターが設置されている時間制限駐車区間であること。
 - （２）無余地場所及び駐車方法違反になる場所でないこと。
 - （３）駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - （１）公共交通機関その他の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - （２）５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
 - （３）道路使用に該当する用務でないこと。
- 4 許可を受けようとする場所の駐車について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
 - （１）重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - （２）（１）以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね１００メートル以内

○根拠法令

- ・ 道路交通法第４５条第１項、道路交通法第４９条の５、福岡県道路交通法施行細則第７条

○申請窓口

- ・ 駐車しようとする禁止場所を管轄する警察署の交通課

○申請受付時間

- ・ 月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。） ・ ９：００～１６：００

○オンライン申請

- ・ オンライン申請の流れ・・・次のURLで御確認ください。
(https://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/769/1/onnrainnosirase_cyusyakyoka2.pdf?20220712155314)
- ・ 申請方法
警察行政手続サイト（下記URL）から手続きしてください。
<https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0200/01/05.html> （警察行政手続きサイト）
- ・ 問い合わせ先 福岡県警察本部 情報管理課

○申請書類

1 駐車許可申請書

申請窓口で受領できるほか、福岡県警察のホームページからダウンロードにより取得できます。

○福岡県警察ホームページ

- ・ HOME > 申請・手続き > 各種手続コーナー > 交通に関する手続き > 各種申請に関すること > 駐車許可の申請手続きについて
- ・ https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/kotsukisei/kyoka/tyuusya_kyoka.html

2 添付書類

- (1) 申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図
(建物又は施設の名称等が判別できるもので、駐車場所に印を付したもの)
- (3) 駐車に係る用務を疎明する書類

※申請内容に応じて上記以外の書類が必要となる場合がありますので、詳細は申請窓口にお問い合わせください。

緊急時における許可時間の変更申請

1 概要

既に許可を受けている駐車時間について、緊急の事情がある場合には、前記申請受付時間内外にかかわらず、口頭又は電話により許可時間の変更を申請することができます。

2 申請方法

許可を受けた警察署に対して、「緊急時における駐車許可時間の変更申請」である旨のほか、

- ・ 申請者の氏名（事業所の名称）／電話番号／許可番号／訪問先
 - ・ 変更前と変更後の駐車時間／駐車時間の変更理由
- を申し出てください。

3 許可時間変更後の駐車方法

駐車時間の変更について許可する場合は、警察署から承認番号をお伝えしますので、記載例の書面を申請者自身で作成の上、お持ちの駐車許可証とともに、車両の全面の見やすい箇所に提出してください。

※ この申請は、緊急の事情により許可時間を一時的に変更するものです。

申請日以降、引き続き当該変更した時間に駐車する場合は、許可を受けた警察署において必要な手続きを行ってください。（手続の詳細は、許可を受けた警察署にお問い合わせください。

（記載例）

駐車許可証番号〇〇〇〇番については、駐車時間を〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの間に変更申請し承認を受けています。

〇〇警察署 承認番号〇〇番

4 問合せ先

各警察署交通課

「ノーリフティングケア」をご存じですか？

ノーリフティングケアとは？

- 介護される側・介護する側のどちらにとっても安全で安心な、「抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア」のことを「ノーリフティングケア」と言います。
- 持ち上げ、抱え上げなどのケアを廃止し、介護職員の身体に負担のかかる作業の見直しを行い、利用者の状態に合わせた福祉用具(リフト等)の活用などにより、介護する側にとっては腰痛の改善、介護を受ける側にとっては無理な介助によるケガ予防などの効果が期待できます。
- ノーリフティングケアは、介護を受ける方が安全で安心してケアを受けられる環境づくり、介護職員の誰もが安心して安全に働ける職場づくりを図るための取組です。



【無理な体勢による介助のリスク事例】



厚生労働省リーフレット【「職場における腰痛予防対策指針」を参考に介護職員の腰痛対策に取り組みましょう】より

【人の手で抱えたほうが、利用者にとって優しいケア？】

- 例えば、「ベッドから車いすに移乗する」ケースでは、
 - ・ 職員の手で抱え上げて移乗してもらう場合、
⇒急に大きな動きになるため、利用者の身体が緊張して拘縮が起こるリスクがあります。
 - ・ リフトを使用した場合
⇒職員が利用者の顔を見ながら声掛けし、状態を把握しながら介助できます。
利用者の全身をリフトの吊り具で包んで支えるため、利用者の安心につながります。

利用者に合った福祉用具を活用することで、優しいケアを行うことができます！



【ノーリフティングケアによる移動・移乗介助の例】

	スライディングシートを使用したベッドでの移動 ・ スライディングシートは、滑りやすい布状の物で、要介護者の下に敷いて、ベッド上の移動や身体の変えるときなどに使用します。 ・ 移動させる際は、腕力ではなく足の力を使って介護職員の体全体を移動させることで、腰への負担が軽減できます。
	スライディングボードを使用したベッドから車椅子への移乗 ・ スライディングボードは、滑りやすい板状の物で、移乗介助時に抱え上げるのではなく、ボードの上を滑らせて移乗できるため、介護職員の腰への負担が軽減できます。 ・ 車椅子はひじ掛けが取り外せるものを使用します。
	リフトを使用した車椅子への移乗 ・ リフトは、スリング(吊り具)という布状の物で要介護者を包み込んで、要介護者を抱え上げて移乗できるため、介護職員の腰への負担が軽減できます。 ※ リフト等の福祉用具は、要介護者の方の身体状況に合わせたものを選択します。

【福岡県の取組について】

- 県では、職員の身体的負担が生じるリスクを低減させ、職員が安全で働きやすい職場をつくることを目的として、令和2年度からノーリフティングケア普及促進事業を実施しています。
- この事業では、ノーリフティングケアの必要性について認識を一つにして組織的に取り組むことができるよう、管理者と介護職員を対象とした「マネジメント研修」を実施するとともに、ノーリフティングケアの介助方法を学ぶ、施設内でリーダー格となる職員を対象とした「技術研修」を実施し、リーダーを中心に、自施設内にノーリフティングケアを広げていくこととしています。
- また、県内4地域(福岡・北九州・筑豊・筑後)ごとに、地域でノーリフティングケアの普及活動を自主的に行う「地域連絡協議会」を立ち上げ、実践報告会、ノーリフティングケア体験会、技術研修等に取り組んでいただいています。ノーリフティングケアの導入を検討している施設の職員の方など、どなたでもご参加(聴講)いただけますので、詳しくは県のホームページをご覧ください。

ノーリフティングケア 普及促進事業

これまでの成果報告や
事業概要はこちらから



地域連絡協議会の活動

地域連絡協議会の取組報告や
今後の予定、聴講者募集の
お知らせはこちらから



特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の実習受入について

居宅介護支援事業所における特定事業所加算は、介護支援専門員に対する法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備することが算定要件となっており、特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に対して介護支援専門員実務研修の実習生の受入を依頼しています。

令和8年度の実習（期間は3日間）は、令和9年3月～4月頃を予定しており、事前に、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として御登録いただいている居宅介護支援事業所を対象として、実習受入れに関する説明会を開催しています。

◎特定事業所加算の要件（該当部分の抜粋）

介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

※ 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

○ 介護支援専門員実務研修の実習受入協力事業所の登録に関するページ

福岡県トップページ＞健康・福祉・子育て＞介護・高齢者福祉＞介護職員・介護支援専門員＞介護支援専門員実務研修実習（事業所向け）

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigoshien-jitsumukensyuu.html>

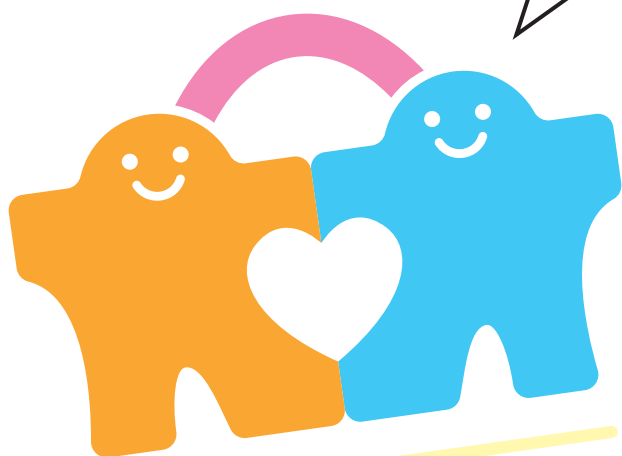
福岡県働きやすい介護職場認証制度

安心して働きやすい
介護の職場を
紹介します

福岡県働きやすい介護職場認証制度とは？

<認証マーク>

福岡県が認証した
介護事業所は
このマークが目印



労働環境改善や人材育成、処遇改善などに一定の達成基準を設け、その基準を満たして事業を行う介護事業者に対し「働きやすい介護職場」であるとして福岡県が認証を付与する制度です。認証取得を通じ、介護職場で働く方々にとって働きやすい職場環境の整備が推進されるとともに、「介護人材の確保」、「離職防止」、「職員の定着化」が実現されることを目的としています。

認証基準について

次の9項目について一定の基準を満たしている事業所が、働きやすい介護職場として認証されます。認証の有効期間は3年（更新制）となります。

基本項目	評価項目
1.職員の処遇について	1. キャリアパスの設定及び職場環境改善にかかる取組
2.労働条件について	1. 有給休暇の取得率 2. 有給休暇の平均取得日数 3. 時間外勤務の平均従事時間
3.職員の勤続について	1. 平均勤続年数 2. 離職率（過去3年間平均） 3. 長期勤続職員（3年以上勤務）の割合
4.人材育成・教育について	1. 事業所内における教育・研修 2. 事業所外における教育・研修



認証を取得することのメリット

本認証を取得することで介護事業者、介護職員、求職者のそれぞれにとって次のようなメリットが期待されます。

介護事業者にとっての メリット

“認証事業所”として県のホームページでの公表をはじめ、自施設のホームページやパンフレットでPRすることで、求職者の増加が期待できます。

介護職員にとっての メリット

“認証事業所”であることに誇りを持ち、職場への帰属意識や仕事に対する意欲が高まるとともに安心して長期間働くことができます。

求職者にとっての メリット

“働きやすい介護職場”が標榜された認証事業所は、求職者にとって「安心して長期間働ける職場」であることの目安になります。

認証事業所

認証された事業所は、右の二次元バーコードを読み取ってご確認いただけます。



本認証制度に関する受託先

【認証申請サポート室】

受託会社 麻生教育サービス株式会社

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-24八百治ビル4F

TEL：092-432-6266

令和8年度実施予定事業一覧表

※下記事業の実施時期の目安として、令和7年度に実施した事業は令和7年度の実績を記載しています。令和8年度については、前後する可能性があります。
 ※次の県ホームページで最新情報を御覧いただけますので、御確認ください。

【福岡県における介護人材確保・定着促進に係る取組】

○ホームページの掲載場所(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakuhoteityakusokusin.html>)

① 福岡県ホームページ→テーマから探す→健康・福祉・子育て→介護・高齢者福祉→介護職員・介護支援専門員→介護人材確保・定着促進に係る取組

又は

② 福岡県ホームページ中の検索窓から検索

介護人材

検索

基盤整備にかかる取組

区分	事業名	事業概要	実施時期	対象者
—	福岡県介護情報ひろば	福岡県介護人材確保・定着促進協議会や協議会参加機関・団体が、介護のしごとへの正しい理解を促すとともに、介護の仕事に就きたい方などへの情報発信のため、ホームページ「福岡県介護情報ひろば」を開設しています。 【URL】 https://www.fukuoka-caresquare.jp/	—	—

参入の促進にかかる取組

区分	事業名	事業概要	実施時期	対象者
—	働きやすい介護職場認証事業	介護事業者の労働環境改善や人材育成の取組に認証を付与し、「見える化」を図ることで、求職者が事業者を選ぶ際に判断しやすくなります。これにより、働きやすい職場環境の整備を促し、更なる介護人材の確保、離職防止・定着を図る事業です。	○募集案内開始時期 令和7年7月11日 ○申請期限 令和7年10月31日	介護事業所
—	介護人材養成・就職支援事業 (就職支援専門員、人材開拓員の配置)	福岡県福祉人材センター(福岡県社会福祉協議会に設置)に就職を支援する専門員を配置し、介護の仕事を希望する人への相談対応、求人事業所とのマッチング、採用面談への同行などの支援を実施する事業です。	○就職支援 通年	求職者 介護事業所
研修等	介護人材養成・就職支援事業 (介護に関する入門的研修)	介護に関する入門的研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修です。	○募集案内開始時期 令和7年6月20日 ○申込期限 各日程の2週間前まで (定員(各日程50名)に達し次第締切)	介護未経験者
研修等	「介護の仕事」理解促進事業	小学生、中学生、高校生等を対象として、「介護の仕事」を正しく理解してもらうための高齢者ふれあい体験や施設見学、就業体験を実施する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年7月14日 ○申込期限 各実施日の2週間前まで (期限後でも定員に余裕がある場合は相談に応じます)	小学校、中学校、高校
補助金	外国人留学生奨学金等支援事業	介護施設等が、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生の修学期間中の支援を図るため、当該留学生に対し、奨学金等を支給した場合にかかる経費の一部について助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年8月25日 ○申請期限 令和7年10月31日	介護事業所

令和8年度実施予定事業一覧表

参入の促進にかかる取組				
区分	事業名	事業概要	実施時期	対象者
補助金	外国人留学生等の参入促進事業	介護福祉士養成施設が、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取り組みや、留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を実施した場合にかかる経費の一部を助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年8月15日 ○申請期限 令和7年10月24日	介護福祉士養成施設
補助金	外国人介護人材確保強化事業	外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図るための経費の一部を助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年7月10日 ○申請期限 令和7年8月1日	介護事業所・介護施設を経営する法人で、同一関係ではない4法人以上により構成されたグループ
資質の向上にかかる取組				
区分	事業名	事業概要	実施時期	対象者
研修等	介護職員能力向上支援事業	介護サービス事業所の管理者等や介護に従事する職員等を対象として、研修や適切な助言等の支援を行う事業です。 ①福岡県の介護職員の資質向上と離職防止・定着を目的として、キャリアの段階に応じた、「技術向上研修1」(実務経験1年未満)、「技術向上研修2」(実務経験2年から8年程度)、「技術向上研修」(外国人介護職員向け)の研修。 ②組織マネジメントや、人材育成に必要なリーダーシップ等を学び、職場で実践していただくことで、介護現場における職員の定着とサービスの質の向上を図ることを目的とした研修。 ③近隣の事業所の職員が定期的に集まり、交流することで、悩み等を相談し合い、あるいは、日常的に情報交換が行えるネットワークを構築することにより、離職防止・定着を図ることを目的とした「職員交流会」及び「訪問介護事業所向け」の研修。	○募集案内開始時期 令和7年7月30日 ○申込期限 各実施日の前日まで	介護事業所
—	介護事業所の各種研修に係る代替職員派遣事業	職員の研修機会の確保及び資格取得を促進するため、介護サービス事業所に従事する職員が研修を受ける場合に代替職員を派遣する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年5月29日	介護事業所
研修等	介護職員等喀痰吸引等研修事業	介護職員等喀痰吸引等研修の講師を養成するための研修です。	○募集案内開始時期 令和7年7月11日 ○申込期限 令和7年8月31日	介護事業所
補助金	外国人介護福祉士候補者支援事業	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設に対し、介護分野の専門知識や日本語を学ぶ研修費用を助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年9月5日 ○申請期限 令和7年10月15日	介護事業所
研修等	外国人介護職員介護技能等向上事業	県内で就労する介護の技能実習生及び特定技能外国人を対象として、介護技能等の向上を図るための研修です。	○募集案内開始時期 令和7年10月1日 ○申込期限 令和8年1月14日	介護事業所

令和8年度実施予定事業一覧表

労働環境・処遇改善にかかる取組				
区分	事業名	事業概要	実施時期	対象者
研修等	介護職員処遇改善加算取得促進支援事業	処遇改善加算を取得していない事業所を対象として、職位・職責・職務内容に応じた任用要件や賃金体系の整備、加算に係る届出書の作成指導等について、きめ細かく助言等を行う勉強会の開催やアドバイザーの派遣を実施する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年9月5日 ○申込期限 各実施日の前日まで	介護事業所
研修等	ノーリフティングケア普及促進事業	持ち上げ・抱え上げ・引きずり等のケアを廃止し、リフト等の福祉用具を積極的に使用するとともに、職員の身体に負担のかかる作業を見直すノーリフティングケアに取り組む施設に対し、マネジメント(取組体制の整備)研修を実施するとともに、県内4地域の地域連絡会による普及促進活動を支援する事業です。	○新規取組施設の募集案内開始時期 令和7年4月15日 ○申込期限 令和7年5月15日	介護事業所
相談研修等	介護DX支援センター	業務効率化に関する様々な施策を総合的に取り扱い、介護事業者を適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談窓口を設置します。また、介護ロボットやICT機器の展示、試用貸出、業務効率化に関する研修会の開催や伴走型の支援を実施します。 【センターHP】 https://www.f-technology-supportcenter.jp/	—	介護事業所
補助金	介護DX支援事業	介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、福岡県内の介護事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーを導入する事業所に対して助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年7月11日 ○申請期限 令和7年8月29日	介護事業所
研修等	チームケア導入のための研修動画	チームケア導入の手順やポイント、有用なツールとその使い方を説明した動画を作成しました。「チームケアへの取り組みを検討しているがやり方がわからない」「ハードルが高そう」など、今現在抱えている不安の解消や課題解決を目的とした動画です。是非、ご活用ください。 【URL】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/team-care-moviecontents.html	—	介護事業所
相談研修等補助金	在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業	在宅医療・介護サービス利用者等からの暴力・ハラスメントに適切に対応するため、マニュアルの公表や研修を実施するとともに相談窓口を設置します。 暴力・ハラスメントのおそれがある利用者宅への訪問介護・看護同行者の費用を支援します。利用者宅にて身の危険を感じた際に、外部にSOSを発信するために必要な機器導入を支援します。 【ハラスメント対策HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html	—	【介護分】訪問介護事業所等
補助金	訪問介護等サービス体制強化事業	訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な訪問介護等サービスの提供体制を強化するため、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組に対して助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年9月1日 ○申請期限 令和7年10月24日	介護保険法に基づく訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所
補助金	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護職員が円滑に就労・定着することを目的に、外国人介護職員を受け入れるための環境整備等の取り組みを行った事業所や、留学生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるようにすることを目的に、教員の質の向上に資する取組を行った介護福祉士養成施設に対して助成する事業です。	○募集案内開始時期 令和7年8月6日 ○申請期限 令和7年10月24日	介護事業所 介護福祉士養成施設

福岡県が行う介護人材確保・定着に係る主な取組みについて

(1) 福岡県介護情報ひろば

介護人材の確保・定着を促進するため、本県の介護の仕事等に関する情報を発信するホームページを開設しています。

→ <https://www.fukuoka-caresquare.jp/>

【主な内容】

- 介護の仕事に就きたい方向けのページ
介護の仕事に関する資格などの情報を掲載
- 介護の仕事をしている方向けのページ
資質向上のための研修の受講案内などを掲載
- 介護事業者の方向けのページ
雇用管理、処遇改善に関する情報を掲載
- インタビューページ

- ・私の介護の仕事…介護施設等で働く様々な職種の方や、介護職を目指して学んでいる学生の方を紹介
- ・施設紹介…他施設の参考となるような取組を行っている施設等を紹介
- ・EPA受入れ事例紹介…EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者を受け入れている施設を紹介

- 働きやすい介護職場認証制度のページ
認証事業所一覧などを掲載



(2) 働きやすい介護職場認証事業

労働環境改善や人材育成、処遇改善などに一定の達成基準を設定し、その基準を満たして事業を行う介護事業者に対して認証を付与します。多くの介護事業者が認証を取得してもらうことで、介護職場で働く方々にとって働きやすい介護職場環境の整備が推進されるとともに、「介護人材の確保」、「離職防止」、「職員の定着化」が図られます。

認証の有効期間は、認証の日から3年後の日が属する年度の末日までです。

認証された介護事業所は、福岡県より広く公表することとしています。

→ <https://www.fukuoka-caresquare.jp/certifications/office/>

令和8年度においても、認証の申請を募集することを予定しています。

【令和7年度実施状況】

令和7年度末における認証取得事業所数：724事業所

(3) 介護職員能力向上支援事業

介護サービス事業所（介護保険法に基づく指定又は許可を受けている事業所又は施設で、旧介護療養型医療施設を含む。以下「事業所」という。）の管理者等や介護に従事する職員等を対象として、研修や適切な助言等の支援を行うことにより、事業所等における早期離職の防止、質の高い介護職員の確保と定着を図ることを目的としています。

【実施内容】

① 技術向上研修

介護職員としての資質向上を図るため、介護のキャリア段階に応じた研修を開催します。経験年数が少ない職員は離職率が高い傾向になることから、現場で対応できる知識・技術を身に付けてもらい、早期離職を防止するねらいもあります。

コース	対 象	定 員	内 容
技術向上研修Ⅰ	実務経験１年未満の方	各会場 25 人	職場におけるハラスメント対策及び利用者等からの暴力・ハラスメント対策、ノーリフティングケア、その他必要な技能等を習得でき、早期離職防止に資するもの
技術向上研修Ⅱ	実務経験２～８年程度の方	各会場 25 人	職場におけるハラスメント対策及び利用者等からの暴力・ハラスメント対策、ノーリフティングケア、その他幅広い知識の習得ができるもの
技術向上研修 (オンライン)	Ⅰ、Ⅱをオンラインで行うもの	各会場 50 人	Ⅰ、Ⅱをオンラインで行うもの
技術向上研修 (外国人介護職員)	外国人介護人材	各会場 25 人	介護の基本的な知識をある程度身に着けた外国人介護職員に対し、より介護に踏み込んだ知識を習得してもらうもの

【令和７年度実施状況】

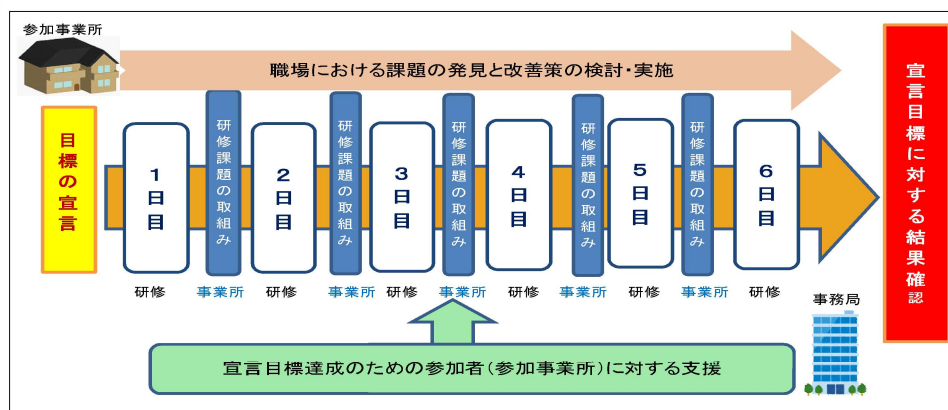
開催時期：令和７年９月～令和８年２月

開催場所：(Ⅰ) 32 会場、(Ⅱ) 60 会場、(オンライン) 各 16 回
(外国人介護職員) 4 会場

② 管理能力向上研修

介護サービス事業所の管理者や法人等の役員を対象として、定着率に係る数値目標を設定させた上で、業務改善、人材育成等に関する研修会を実施します。

さらに、その目標達成のために職場課題解決の支援を行うほか、離職率が高い小規模事業所を中心に、アドバイザーの派遣を行い、職場の実情に応じた具体的な指導や助言を行います。



【令和7年度実施状況】

開催時期：令和7年9月～令和8年3月

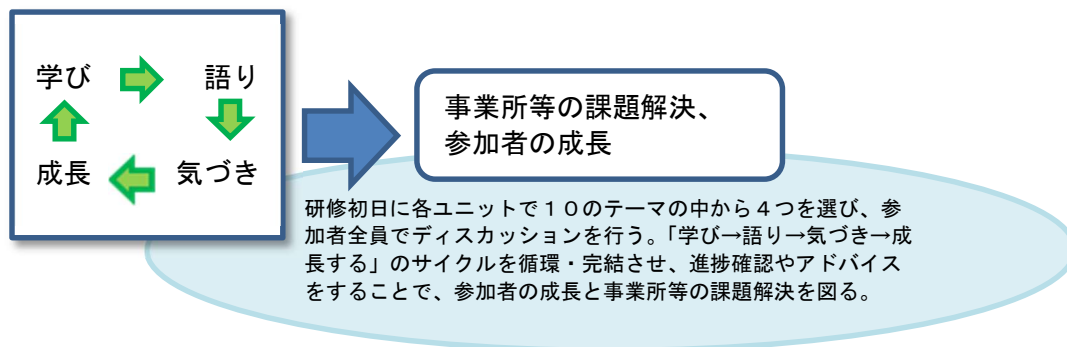
開催場所：24会場

③ 小規模事業所連携体制構築支援

小規模事業所ほど、離職率が高い傾向にあります。様々な要因が考えられますが、少人数で同じ事業所内に気軽に相談できる先輩職員や同年代の職員がいなかったりすることも理由の1つと考えられます。

そこで、近隣の小規模事業所同士でネットワークを形成し、協力体制を構築するため、複数の小規模事業所でユニット（1ユニットは15事業所程度）を構成し、以下の研修会を実施します。

さらに、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修を実施することが必要である小規模な訪問介護事業者向けの研修会を実施します。



【令和7年度実施状況】

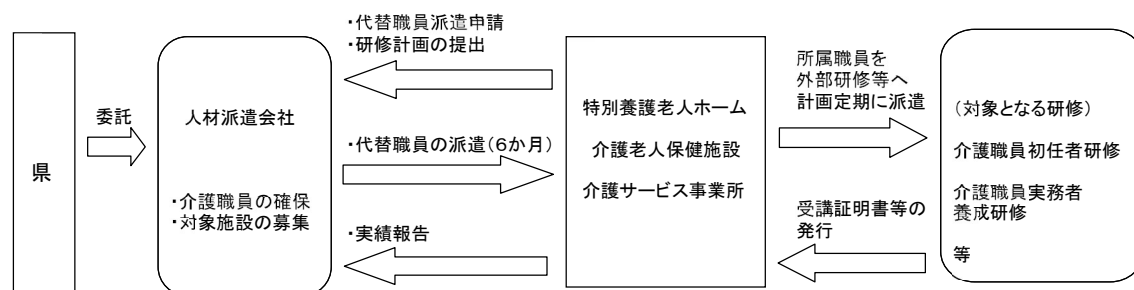
開催時期：令和7年9月～令和8年3月

開催場所：18会場

学びと語りのテーマ	
全介護サービス事業所対象交流会	訪問介護事業所向け交流会
ハラスメント／介護 DX／業務改善／コミュニケーション／メンタルヘルスとモチベーション／接遇マナー／リスクマネジメント／認知症ケア	ハラスメント／コミュニケーション／緊急時の対応／個人情報

(4) 各種研修に係る介護事業所への代替職員派遣事業

介護職員等の研修機会の確保及び資格取得を促進するため、介護サービス事業所等の介護職員等が研修を受講する際に代替職員を派遣します。



(5) 介護職員処遇改善加算取得促進支援事業

介護職員処遇改善加算を取得していない事業所や上位区分の加算取得意向がある事業所及び特に重点的な支援が必要と考えられる訪問介護事業所を対象として、制度の趣旨等を正しく理解するための勉強会を開催するとともに、加算取得なしの事業所や勉強会参加後に希望した事業所に、処遇改善加算の取得に必要な手続きの段階に応じ、社会保険労務士等による個別相談を実施します。

【実施内容】

○「今さら聞けない！処遇改善加算」勉強会

介護職員処遇改善加算・特定加算のしくみや、加算の配分等についての説明のほか、提出書類作成のデモンストレーションを行います。

○個別相談

	支援内容
1年目	職位・職責・職務内容に応じた任用要件や賃金体系の整備、処遇改善加算届出の作成
2年目	賃金改善の実施、実績報告を念頭に置いた賃金台帳の整備

(6) 福岡県介護DX支援事業

介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的に、県内の介護事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーを導入する経費の一部を助成します。

※令和6年度まで実施していた「介護ロボット導入支援事業費補助金」及び「ICT導入支援事業費補助金」を統合・一部拡充し、新たに令和7年度から「福岡県介護DX支援事業費補助金」として事業を実施

※以下の内容は令和7年度の事業内容となります。令和8年度の詳細については、決まり次第、県HPに掲載します。

【HP】<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigodx.html>

【内容】

○補助率

補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額と、下表の基準額とを比較して、少ない方の額

○補助上限額

A. 重点分野に該当する介護テクノロジー（旧：介護ロボット）

以下の①～⑨の経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等の導入経費

区分	基準額
「移乗支援」「入浴支援」の場面において使用される介護ロボット	100万円
上記以外	30万円

※重点分野

- ①移乗支援 ②移動支援 ③排泄支援
 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援
 ⑥介護業務支援 ⑦機能訓練支援 ⑧食事・栄養管理支援
 ⑨認知症生活支援・認知症ケア支援

B. 重点分野に該当しないその他の機器

Aによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等の導入経費

※その他の機器

基準額
100万円

- ①移乗や移動を支援する機器で重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
 ②調理支援などの職員の負担を軽減する機器（調理支援機器、配膳車等）
 ③生産性向上に資する福祉用具（移乗支援に関する機器【スライディングボード等】）
 ④インカム ⑤バックオフィスソフト ⑥バイタル測定機器

C. 介護ソフト（旧：ICT）

介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトの導入経費

職員数	基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

D. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入

重点分野に該当する介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入経費を対象とする

基準額
1, 000 万円

E. 導入支援と一体的に行う業務改善支援

A～Dによる介護テクノロジーの導入と一体的に行う場合の、業務改善に係る経費を対象とする。

基準額
45 万円

(7) ノーリフティングケア普及促進事業

「ノーリフティングケア」とは、持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどのケアを廃止して、リフト等の福祉用具を積極的に使用するとともに、継続的な中腰姿勢で行われる作業など職員の身体に負担のかかる作業や職場環境を見直し、職員の誰もが安心して働ける職場づくりを図るものです。

【実施内容】

○地域連絡協議会の活動支援

県内4地域ごとに設置した地域連絡協議会が実施する技術やマネジメントの研修、情報交換会、福祉用具体験会、施設見学会などのノーリフティングケアの普及活動を支援します。

○新規取組施設を対象としたマネジメント研修

新規にノーリフティングケアに取り組もうとする施設に向けて、研修を受けながら業務リスク調査の実施、福祉用具使用等の作業環境整備、職員の教育体制整備等に取り組めます。

(8) 外国人介護職員介護技能等向上事業

介護職種の技能実習生及び介護分野における第1号特定技能外国人が円滑に就労・定着できるようにするため、介護の日本語やコミュニケーション技術等に関し、集合研修又はオンライン研修を実施します。

【令和7年度実施状況】

開催時期：令和8年1月～令和8年2月

開催場所：4会場

※会場へは直接参加又はオンライン参加を選択する方式により実施

(9) 外国人留学生奨学金等支援事業

介護施設等が、介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図るため、当該留学生に対し奨学金等を支給（給付又は貸与）した場合に、その一部を助成します。

【内容】

補助対象期間	対象経費	基準額	補助率
日本語学校修学中 1年以内	学費	年額 600 千円以内	基準額の 1 / 3
	居住費などの生活費	年額 360 千円以内※	
介護福祉士養成施設 正規の修学期間	学費	年額 600 千円以内	基準額の 1 / 3
	入学準備金	200 千円以内（1 回限り）	
	就職準備金	200 千円以内（1 回限り）	
	国家試験受験対策費用	一年度 40 千円以内	
	居住費などの生活費	年額 360 千円以内※	

※受入介護施設が補助基準額を超えて支援を行った場合に限り、年額 240 千円以内の加算、入居に係る初期費用等について、当該月に限り、月額 50 千円以内の加算を行う。

(10) 外国人介護人材受入れ施設環境整備事業

外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定の施設等が以下事業を実施した場合に要する経費の一部を助成します。

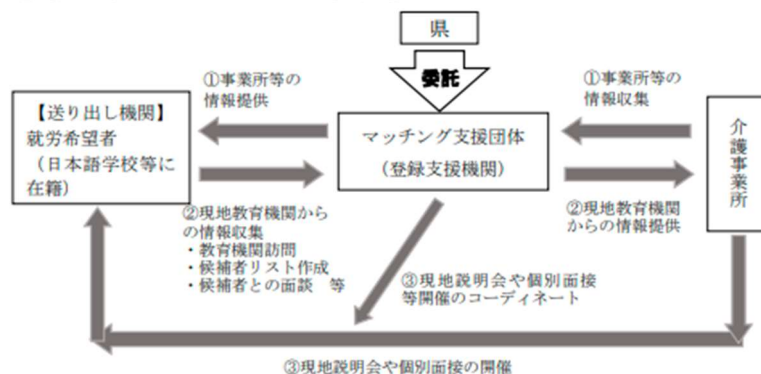
【内容】

実施する事業	補助率	補助上限額
①介護施設等が実施するもの	2 / 3	20 万円
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組		
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組		
外国人介護職員の生活支援に必要な取組		
②介護福祉士養成施設が実施するもの	10 / 10	55 万円
在籍する留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に必要な取組		

(11) 介護特定技能外国人マッチング支援事業

県が実施主体となりマッチング支援団体に委託して以下の取組みを実施し、介護特定技能外国人が県内介護施設等に就職するまでのマッチングを一元的に行います。

【介護特定技能外国人マッチング支援事業】



(12) 在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業

令和6年度から、訪問介護事業所等を対象に、在宅医療・介護サービス利用者等からの暴力・ハラスメントに適切に対応するための支援をしています。具体的には、対策マニュアルの作成や研修会の実施、相談窓口の開設をしています。

対策マニュアルでは、在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、事業所として取り組むべきこと等を示しております。

また、暴力・ハラスメントのおそれがある利用者宅への訪問介護・看護同行者の費用支援や、利用者宅にて身の危険を感じた際に、外部にSOSを発信するための必要な機器導入支援もしています。

これらの支援を受けるには、県が令和6年度から実施している暴力・ハラスメントに関する研修会の受講及び事業所における利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等の策定等が要件となります。

県ホームページに、「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を掲載しています。

■ [トップページ](#) > [テーマから探す](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護施設・サービス事業所](#) > [在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について](#)

(13) 福岡県介護DX支援センター

福岡県では、介護現場の業務効率化に向けた取組を支援するため、福岡県介護DX支援センターを設置しています。センターでは介護事業所の業務効率化や負担軽減を図るため、以下の取組を実施しております。

取 組	内 容
総合相談	業務効率化や介護テクノロジーの導入に関しての相談を受付けています。
機器展示	最新の介護ロボットやICT機器を展示しており、体験いただけます。
試用貸出	介護ロボットやICT機器の短期貸出を行っています。
研修会	介護業務の効率化や介護テクノロジー機器の活用に関する研修会を開催します。
伴走支援	業務効率化に向けた取組について、専門のアドバイザーを派遣して伴走型の支援を実施します。

【設置場所】

〒816-0804

福岡県春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ 東棟2階 福祉用具展示室内

電話番号：092-558-1310 FAX：092-558-1315

【HP】<https://www.f-technology-supportcenter.jp/>

県ホームページに、各事業の詳細やQ&Aを掲載しています。

■介護人材確保・定着促進に係る取組

トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「介護人材確保・定着促進に係る取組」

■外国人介護人材

トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「外国人介護人材」

福岡県看護協会からのお知らせ

(1) 福岡県看護協会（動画配信コーナー）

福岡県看護協会では医療安全および感染対策の質の向上を目的として、医療機関や介護施設等で従事する職員の方を対象とした無料動画を作成し、配信しております。

<URL リンク先 福岡県看護協会（動画配信コーナー）>

→URL : <https://www.fukuoka-kango.or.jp/education/pickup/#movie>

【主な内容】

○（無料動画）医療安全推進委員会 Presents 医療安全のキホン動画

- 1) 基本（歴史・法律など）（約 10 分）
 - ・安全文化を考える
 - ・組織で取り組む必要性 等
- 2) ヒューマンエラー（約 10 分）
 - ・人間の特性 等
- 3) コミュニケーション（約 15 分）
 - ・ヒューマンエラーとコミュニケーションエラーの関係性 等



○（無料動画）感染管理委員会 Presents 感染対策動画

- 1) 手指消毒（約 6 分）
 - ・正しい手指消毒の方法を理解しよう
（消毒に必要な量、忘れやすい部位等）
- 2) 個人防護具の着脱（約 13 分）
 - ・個人防護具が必要な場面、安全な着脱手技等

